

大野城市耐震改修促進計画

大野城市
平成 25 年 3 月 策定
令和 3 年 4 月 改定

目 次

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的 2
2. 耐震化を取り巻く社会動向 2
3. 計画の位置づけ 5

第2章 大野城市における耐震化の現状と課題

1. 想定される地震規模と被害の想定 8
2. 耐震化の現状 12
3. 耐震改修促進に向けた取り組みと課題 18

第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標 21
 - 1-1 目標設定の考え方 21
 - 1-2 耐震化目標の設定 22
2. 計画の骨子 24
3. 施策の概要 26
 - 3-1 住宅の耐震化 26
 - 3-2 公共建築物の耐震化 30
 - 3-3 民間建築物等の耐震化 32
 - 3-4 耐震改修促進に資するその他の施策 34
4. 重点施策 38

第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担 40
2. 計画の進行管理 41

資料編

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋) 43
2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋) 48
3. 大野城市地域防災計画と大野城市耐震改修促進計画の関連性 54
4. 耐震化率の推計方法 55
5. 耐震改修促進法第14条における建築物の区分表 56
6. 大野城市における建築物 57
7. 大野城市のこれまでの耐震化の取り組み 60
8. 用語解説 61

注：巻末に用語解説を設け、対象の用語が最初に掲出する箇所において右肩に「※」を付した。

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

第1章 耐震改修促進計画[※]の趣旨

1. 計画策定の目的

大野城市では、地震による建築物倒壊の被害から大野城市民の生命、身体及び財産を保護するため、平成25年3月に「大野城市耐震改修促進計画」を策定し、福岡県や関係団体と連携して市内の建築物の耐震化[※]を総合的かつ計画的に促進してきた。

本計画策定後、国は、平成23年3月の東日本大震災を踏まえ、平成25年11月に耐震改修促進法[※]を改正し、平成28年3月には「建築物の耐震診断[※]及び耐震改修[※]の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を改正した。

また、福岡県は、耐震改修促進法の改正を踏まえて、平成28年4月に「福岡県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を改定した。

このため大野城市では、耐震改修促進法及び国の基本方針の改正、県計画の改定など建築物の耐震化を取り巻く社会的動向を踏まえ、住宅や建築物の耐震化をより一層促進するため本計画を改定する。

2. 耐震化を取り巻く社会動向

(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

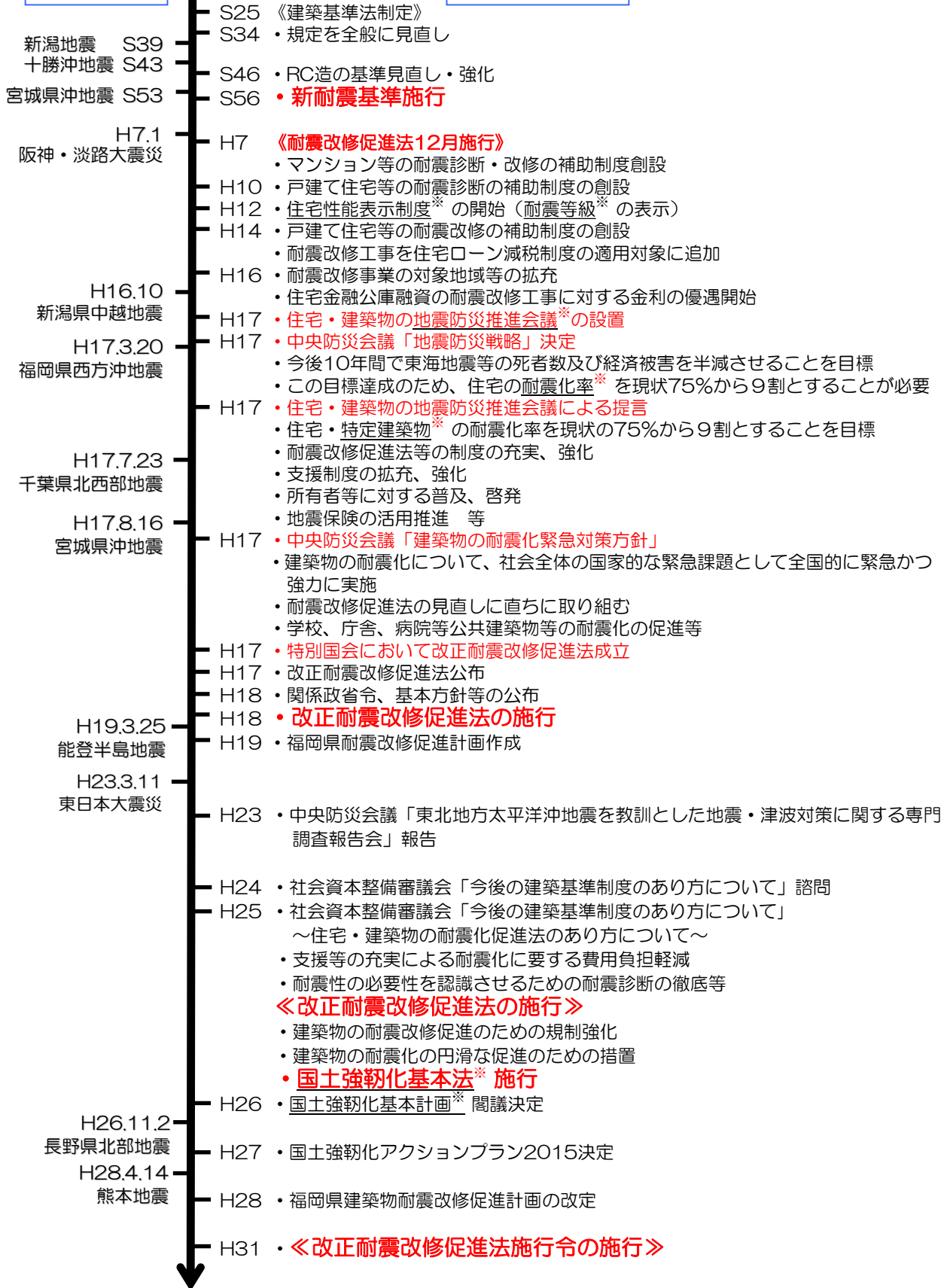
建築基準法制定以降、我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると次ページのとおりである。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準[※]が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。また、平成17年に発生した福岡県西方沖地震などの大地震の頻発を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定し、地震による被害の軽減を目指すための具体的な耐震化目標が定められた。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法が改正され現在に至っている。

主な地震

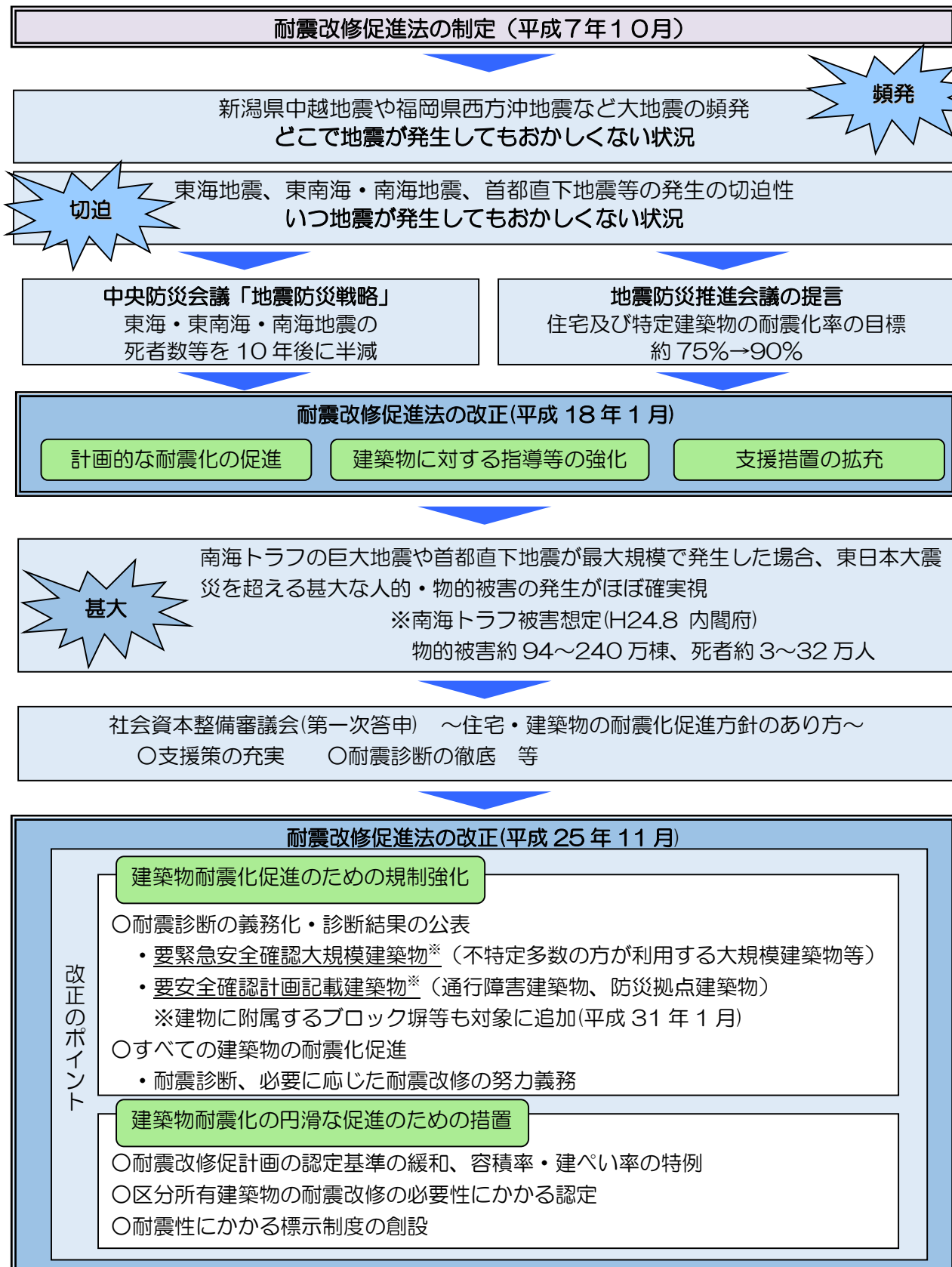
施策の変遷



(2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されており、その発生 of 切迫性が指摘されていることから、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月から施行されている。

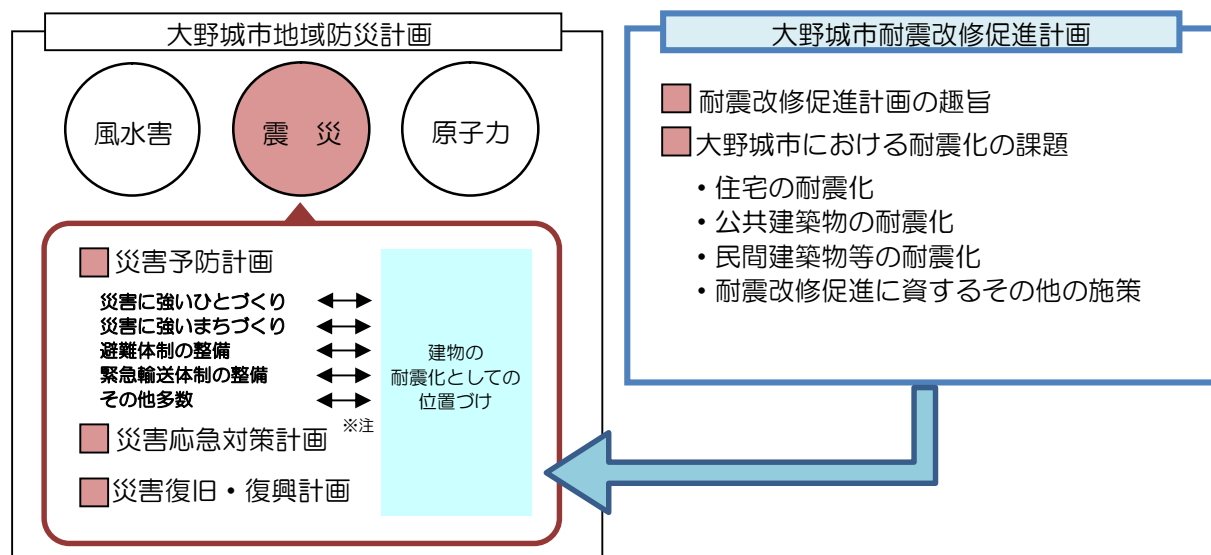
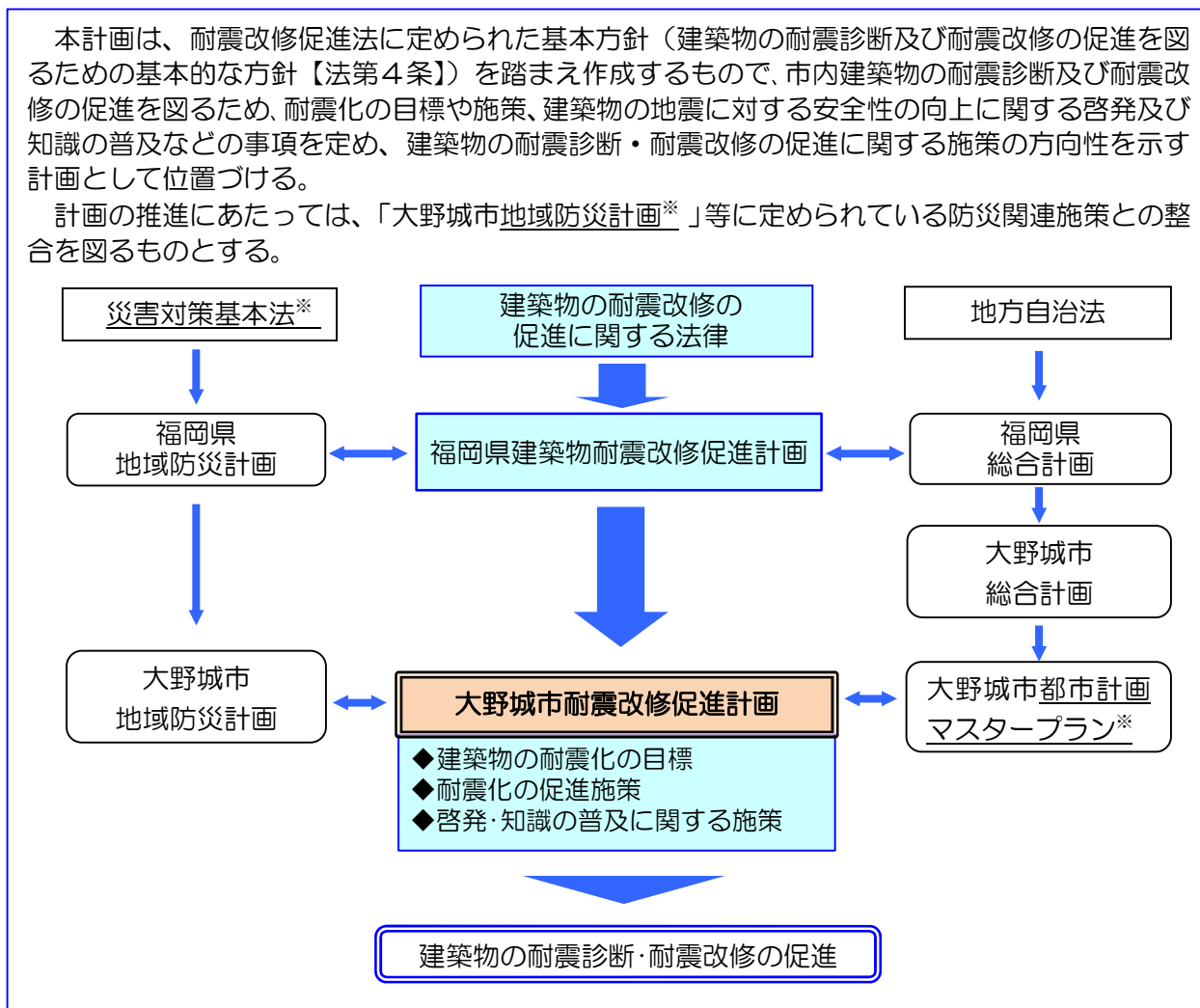
改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物耐震化促進のための規制強化」「建築物耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられている。



3. 計画の位置づけ (1) 位置づけと役割

本計画は、耐震改修促進法に定められた基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針【法第4条】）を踏まえ作成するもので、市内建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

計画の推進にあたっては、「大野城市地域防災計画^{*}」等に定められている防災関連施策との整合を図るものとする。



注：詳細な内容については資料編 54 ページ参照

大野城市地域防災計画と大野城市耐震改修促進計画の関係図

(2) 計画の期間

- ◆計画の期間は国の方針及び県計画を踏まえ、令和7年度までとする。
- ◆必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 計画の構成

本計画は、「耐震改修促進計画の趣旨」、これまでの現状及び課題をまとめた「大野城市における耐震化の現状と課題」、今後の施策について記述する「耐震改修促進計画」、「計画の実現に向けて」の4つの章にて構成される。

大野城市 耐震改修促進計画	1. 耐震改修促進計画の趣旨	3. 耐震改修促進計画
	2. 大野城市における耐震化の現状と課題	4. 計画の実現に向けて

第2章 大野城市における耐震化の現状と課題

第2章 大野城市における耐震化の現状と課題

1. 想定される地震規模と被害の想定

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、平成28年4月に発生した熊本地震では、本市においても震度4を観測した。

①直近の本県関係の地震

平成28年（2016年） 熊本地震

年月日	マグニチュード (M)	被害の概要
2016年4月	5.4-7.3	熊本県熊本地方を震源とする地震。死者98名、負傷者2,422名 住宅被害全壊8,189棟、半壊29,294棟、一部損壊136,607棟

出典：「平成28年熊本地震建築物被害調査報告」

②過去の本県関係の主な地震

年月日	マグニチュード (M)	被害の概要
679年12月	6.5-7.5	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ
1706年11月26日		7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す
1848年1月10日	5.9	柳川で家屋倒壊あり
1872年3月14日	7.1	久留米で液状化による被害
1898年8月10日		糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損。 12日8:36(M5.8)にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡吉岐、金部村で土蔵被害
1929年8月8日	5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ 震度3 福岡 佐賀 厳原
1930年2月5日	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 (7日12:35強い余震) 震度3 福岡 佐賀 厳原
1941年11月19日	7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。 人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 延岡 大分 震度3 飯塚
1966年11月12日	5.5	屋根瓦や壁の崩壊 震度3 福岡 熊本 佐賀 雲仙 日田
1968年8月6日	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島でタンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3 飯塚 下関 佐賀 日田 都城
1991年10月28日	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4 福岡 震度3 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩
1996年10月19日	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものの落下程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島
1997年6月25日	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡
2005年3月20日	7.0	福岡市を中心に被害。死者1名 重傷者81名 軽傷者992名 住宅被害全壊138棟、半壊315棟、一部損壊8,832棟 福岡県 最大震度6弱

出典：「日本被害地震総覧」及び「福岡県西方沖調査点検委員会報告書」

(2) 大野城市における想定地震

福岡県内には、主要な活断層※として「警固断層」、「小倉東断層」、「西山断層」、「水縄断層」、「福智山断層」、「宇美断層」の6つの断層※がある。

各断層の諸元

断層名 項目	警固断層 (南東部)	小倉東断層	西山断層	水縄断層	福智山断層	宇美断層
断層長さ	27km	約17km	約31km	約26km	約20km	約18km
活動の規模	M=7.2	M=6.9	M=7.3	M=7.2	M=7.0	M=6.9
活動間隔	約3,100 ～5,500年	不明	不明	14,000年	約9,400年 ～32,000年	約20,000 ～30,000年
直近の活動時期	約4,300年 ～3,400年前	4,600年 ～2,400年	不明	679年 筑紫地震	約28,000年 ～13,000年	約4,500年前以降
地震発生確率 (30年以内)	0.3 - 6%	0.005%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%～3%	ほぼ0%

出典：「福岡県地域防災計画」（令和2年3月 福岡県）

「福岡県地域防災計画（令和2年3月）」では、これら6断層のうち、特に人口が集中する県内主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される4断層（①警固断層、②小倉東断層、③西山断層、④水縄断層）について、地震による被害予測を行っている。

これら4断層のうち、断層の配置等から本市に甚大な被害をもたらすのは警固断層であると推定される。その震度は、震度5強から震度6強と想定される。

この警固断層の想定地震モデルとして、福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」では、福岡県西方沖地震の震源から、南東部の福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけて、震源断層の長さ27km、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）と設定し、地震の規模をマグニチュード（M）7.2と想定している。なお、警固断層については、福岡県西方沖地震の発生に伴い切迫性が高まっていると考えられることから、福岡県西方沖地震で活動したと考えられる北西部と南東部に分けてモデルを想定している。

(3) 大野城市における想定被害

上述のとおり、福岡県では断層別に想定地震モデルを設定し、被害予測を行っている。被害予測にあたっては、3つの破壊開始地点（北西部・中央下部・南東下部）を設定し、それぞれの事項について予測値を算定している。

本市での想定被害が最も大きい警固断層（南東部）（破壊開始：中央下部）を震源とした地震の場合の被害内容は以下に示すとおりである。

被害想定－警固断層（南東部）（破壊開始：中央下部）

	建物被害				人的被害	
	全壊・大破		半壊・中破		死者	負傷者
	木造	非木造	木造	非木造		
大野城市	439	138	338	94	42	909
	577		432			
福岡県全体	15,179		13,878		1,147	20,042

出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）

※福岡県地域防災計画における想定

「福岡県地域防災計画(令和2年3月)」に示されている、想定地震及び想定地震による被害想定は次のとおり。

【想定地震の震源断層パラメーターは次のとおりとする】

- 県内に存在する 6 つの活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定。
- 活動すれば県内 4 地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層が活動した場合の想定被害を算出。
- その活断層は、警固断層南東部（福岡市）、小倉東断層（北九州市）、西山断層（飯塚市）、水縄断層（久留米市）の 4 つ。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定した。
- 西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード 8 の地震を想定。
- 想定地震の震源断層パラメーター

震源断層		警固断層 南東部	小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西下部)	水縄断層 (中央下部)
パラメータ					
震源断層の長さ(km)		27	17	31	26
震源断層の幅(km)		15	85	15	15
マグニチュード		7.2	6.9	7.3	7.2
震源断層の 深さ(km)	上端	2	2	2	2
	下端	14	10.9	17	17

(地表に活断層が表れていない地域)・各市町村の直下 10 km・想定マグニチュード 6.9

- いずれの想定地震においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるにしたがって減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度 7 が予測されたほか、その他の断層においても震度 6 強を示す地域が存在。



出典：「福岡県地域防災計画」（令和2年 福岡県）に加筆

【建物被害等の概要】

県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼすと想定される4つの想定震源断層の予測被害は以下のとおりである。

そのうち、建物棟数が多く、かつ、地震動等が大きい水縄断層の想定では、最も大きい被害が予測されており、久留米市や八女市を中心に木造建物が全壊23,951棟、半壊10,251棟、非木造建物が全壊1,621棟、半壊1,304棟と予測されている。

想定項目		震源断層		警固断層 南東部 (北西下部)	小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西下部)	水縄断層 (中央下部)
		木造	非木造	計	計	計	計
建物被害 (棟)	全壊(大破)	木造		16,291	6,504	12,526	23,951
		非木造		1,676	603	855	1,621
		計		17,967	7,107	13,381	25,572
	半壊(中破)	木造		12,864	5,458	12,655	10,251
		非木造		2,157	795	1,169	1,304
		計		15,021	6,253	13,824	11,555
ライフライン等被害 (箇所)	上水道		2,993	1,079	2,853	1,947	
	下水道		650	331	200	517	
	都市ガス管		159	123	23	33	
	配電柱		141	54	100	164	
	電話柱		140	42	88	144	
	道路	高速道路*1 (km)		120	78	52	103
		国県道路		155	71	176	152
	鉄道		346	163	365	263	
湾岸係留施設 (km)		62.5	66.3	91.9	30.9		
火災	炎上出火 (件数)		74	26	53	95	
	延焼による焼失 (棟数)		10	4	6	19	
人的被害 (人)	死者		1,183	486	844	1,482	
	負傷者		22,508	6,634	21,678	23,254	
	要救出者		7,160	3,946	3,967	6,700	
	要後方医療 搬送者数		2,254	664	2,165	2,327	
	避難者数		41,425	22,899	23,025	39,713	

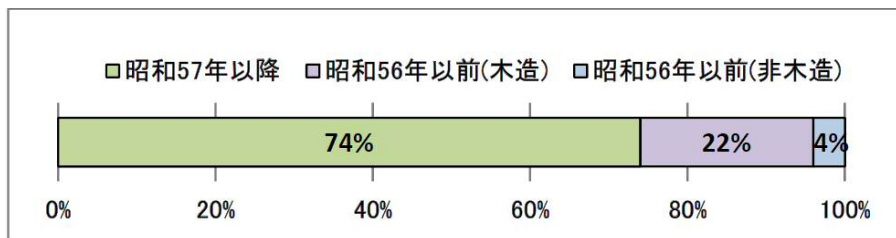
出典：「福岡県地域防災計画」（令和2年3月 福岡県）

- * 1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。
- * 算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。
- * 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

2. 耐震化の現状

(1) 建物の現状

本市の全建物棟数は 23,688 棟であり、新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物は約 74%、旧耐震基準*（昭和 56 年以前）の建物は約 26%となっている。そのうち、木造が約 22%、非木造が約 4%である(令和 2 年 8 月現在)。



(2) 住宅の耐震化の状況

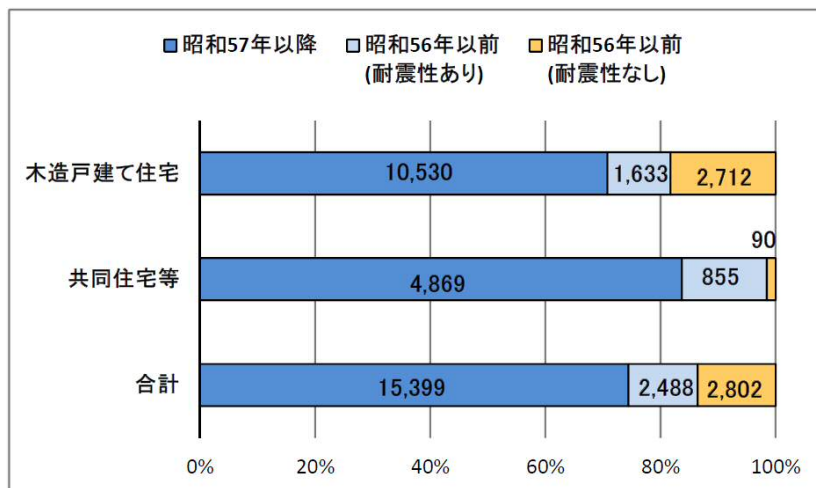
本市の全建物棟数23,688棟でのうち、住宅は20,689棟であり、うち木造戸建て住宅は14,875棟、共同住宅等は5,814棟（非木造戸建て住宅3,795棟、共同住宅2,019棟）である。

木造戸建て住宅14,875棟のうち、新耐震基準の住宅は10,530棟、旧耐震基準の住宅は4,345棟である。旧耐震基準の住宅のうち、住宅・土地統計調査*、耐震適合率を用いた推計では、1,633棟が耐震性を有する。残る2,712棟が新耐震基準を満たしていないと推定されるため、木造戸建て住宅の耐震化率は81.8%と推定される。（詳細な内容について資料編55ページ参照）

同様に、共同住宅等5,814棟のうち、耐震性を有している住宅は5,724棟と推定される。共同住宅等の耐震化率は98.5%であり、住宅全体を合わせると、耐震化率は86.5%であると推定される。なお、本計画において「耐震性あり」とは、新耐震基準を満たしており、震度6強から震度7程度の大地震に対しても倒壊のおそれが少ないことをいう。

	S57以降建築 棟数 [A]	S56以前建築		耐震性あり 棟数 [D=A+B]	全体棟数 [E=A+B+C]	耐震化率 [D/E*100]
		耐震性あり[B]	耐震性なし[C]			
木造戸建て住宅	10,530	1,633	2,712	4,345	12,163	81.8%
共同住宅等	4,869	855	90	945	5,724	98.5%
合計	15,399	2,488	2,802	5,290	17,887	86.5%

固定資産課税台帳（令和 2 年 8 月現在）から集計



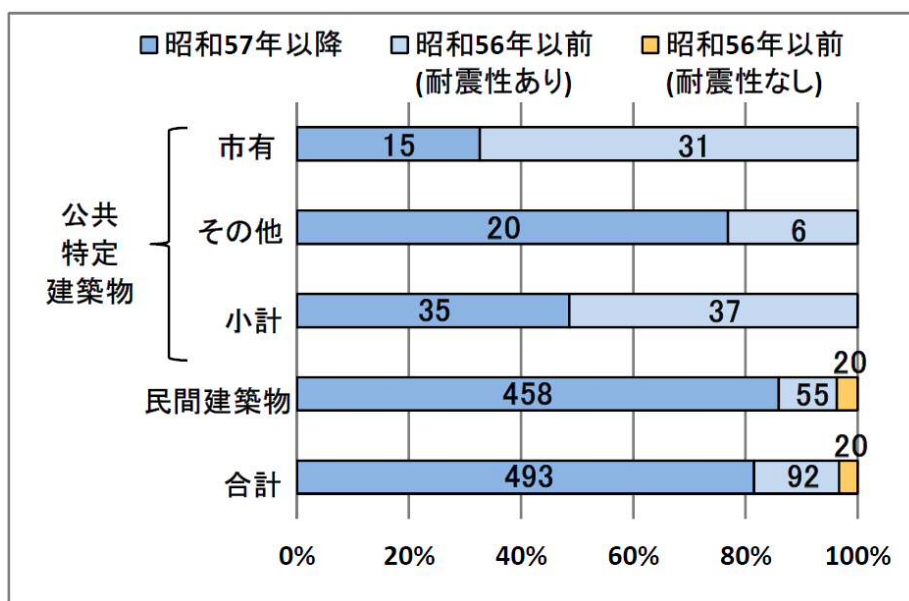
(3) 建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法で定める建築物のうち、第14条の第1号で規定する不特定多数の者が利用する建築物^{*}や、第2号で規定する危険物を取り扱う建築物、第3号で規定する多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の耐震化率は、次のとおりと推定される。(詳細な内容について資料編56ページ参照)

①不特定多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第14条第1号)

本市内で、市役所庁舎や大型店舗などの不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。公共建築物の耐震化率は100.0%となっている。民間建築物の耐震化率は96.2%と推定され、全体では96.7%と推定される。

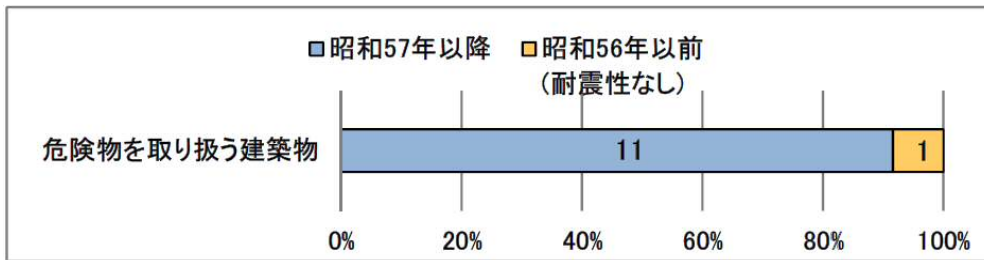
	S57以降 建築棟数 [A]	S56以前建築			耐震性あり棟 数 [D=A+B]	全体棟数 [E=A+B+C]	耐震化率 [D/E*100]
		耐震性あり 棟数 [B]	耐震性なし 棟数 [C]	小計			
公共特定 建築物	市有	15	31	0	46	46	100.0%
	その他	20	6	0	26	26	100.0%
	小計	35	37	0	72	72	100.0%
民間建築物	458	55	20	513	533	96.2%	
合計	493	92	20	112	605	96.7%	



②危険物を取り扱う建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

本市内で、ガソリンスタンドなど危険物を取り扱う建築物の耐震化の現状は以下のとおりであり、耐震化率は91.7%と推定される。

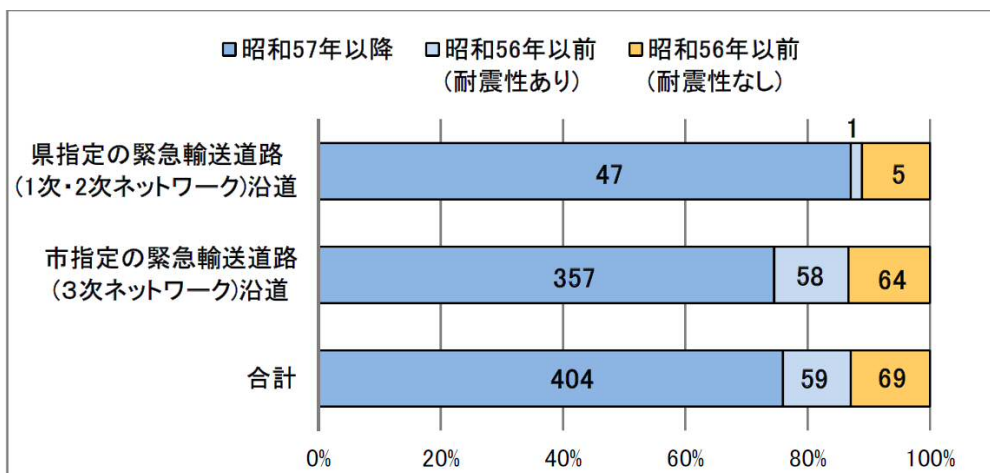
	S57以降建築棟数 〔A〕	S56以前建築			耐震性あり棟数 〔D=A+B〕	全体棟数 〔E=A+B+C〕	耐震化率 〔D/E*100〕
		耐震性あり棟数 〔B〕	耐震性なし棟数 〔C〕	小計			
危険物を取り扱う建築物	11	0	1	1	11	12	91.7%



③多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

本市では、災害時に円滑な緊急輸送を行うため、緊急輸送道路* ネットワークを設定しており、災害時に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。耐震性が確認されていない建築物は532棟中69棟であり、耐震化率は87.0%であると推定される。また、より重要な県指定道路の緊急輸送道路沿道のみで試算すると90.6%と推定される。

	S57以降建築棟数 〔A〕	S56以前建築			耐震性あり棟数 〔D=A+B〕	全体棟数 〔E=A+B+C〕	耐震化率 〔D/E*100〕
		耐震性あり棟数 〔B〕	耐震性なし棟数 〔C〕	小計			
県指定の緊急輸送道路 (1次・2次ネットワーク)沿道	47	1	5	6	48	53	90.6%
市指定の緊急輸送道路 (3次ネットワーク)沿道	357	58	64	122	415	479	86.7%
合計	404	59	69	128	463	532	87.0%



※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の考え方

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適合建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

具体的には、次ページの「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の要件】

耐震改修促進法施行令第4条

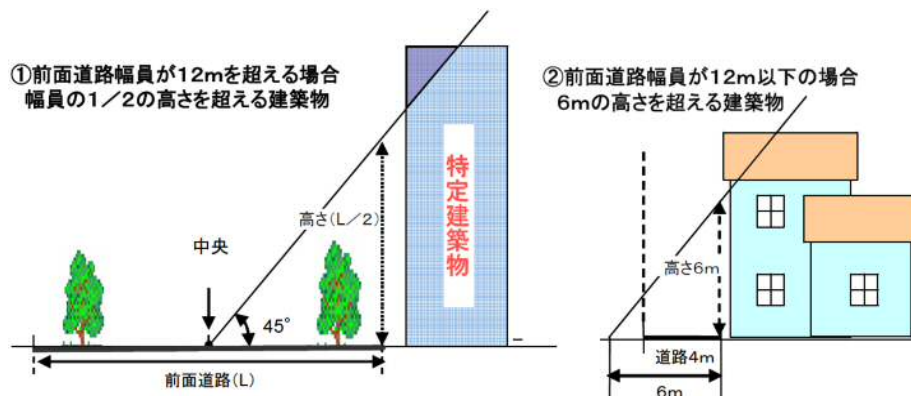
法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に依り、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。

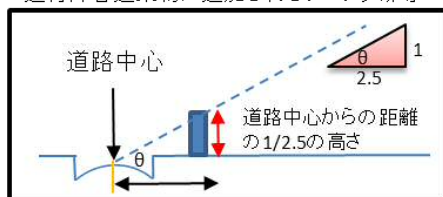
イ 12メートル以下の場合6メートル

ロ 12メートルを超える場合前面道路の幅員の 2分の 1 に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



通行障害建築物に追加されるブロック塀等



【本耐震改修促進計画における建築物の抽出基準】

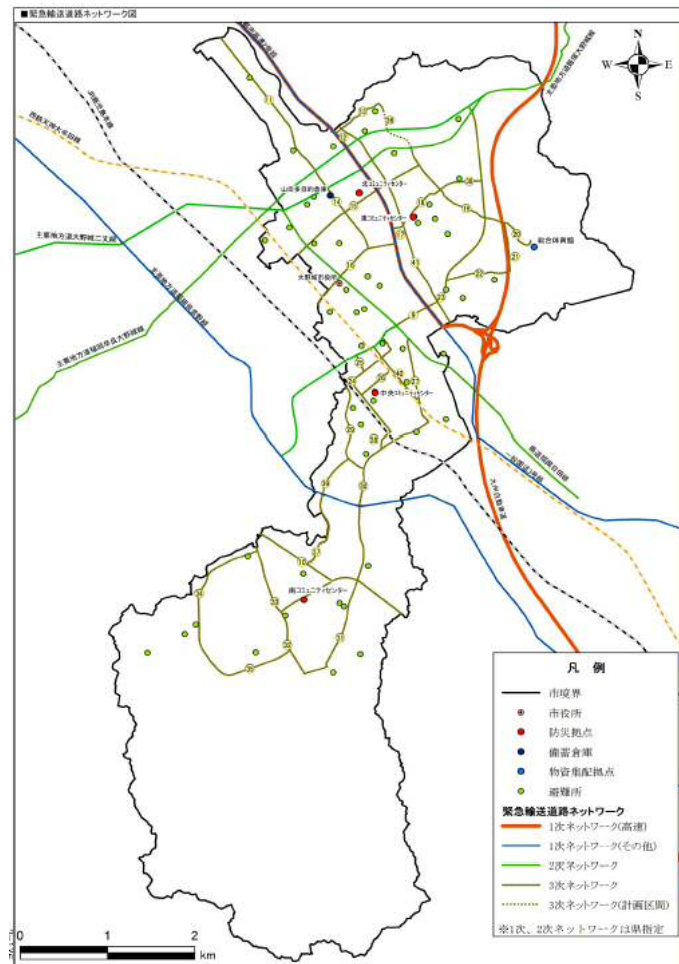
本計画では、福岡県が指定する緊急輸送道路のほか、市指定の道路の沿道も対象とした。また上記の要件をベースとし、前面道路が12メートルを超える場合は3階建て以上、12メートル以下の場合2階建て以上の建築物とした。

※道路指定の考え方

耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定により、災害時の緊急車両の通行や住民の円滑な避難を確保することを目的として、緊急輸送道路等、沿道の通行障害建築物の耐震化を図る(所有者の努力義務とする)ことが必要な道路を、都道府県の耐震改修促進計画で指定できるとされている。

平成28年4月に改定された県計画において、広域的な緊急輸送手段を確保するために、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークが、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定による沿道の通行障害建築物の耐震化を図る道路として指定されている。耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定により、本計画において指定する道路は、県計画の指定に基づき、第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークのうち、大野城市内にあるものとする。

※本市の緊急輸送道路の状況は以下のとおり。



[福岡県緊急輸送道路ネットワーク]

◇「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築がうたわれている。このネットワークは第1次又は第2次に区分されそれぞれ以下の特徴をもっている。

- 第1次緊急輸送道路ネットワーク：九州自動車道、福岡都市高速2号線、国道3号線、
主要地方道福岡筑紫野線
- 第2次緊急輸送道路ネットワーク：主要地方道飯塚大野城線、県道福岡日田線、
主要地方道福岡早良大野城線、県道那珂川大野城線

[大野城市地域防災計画]

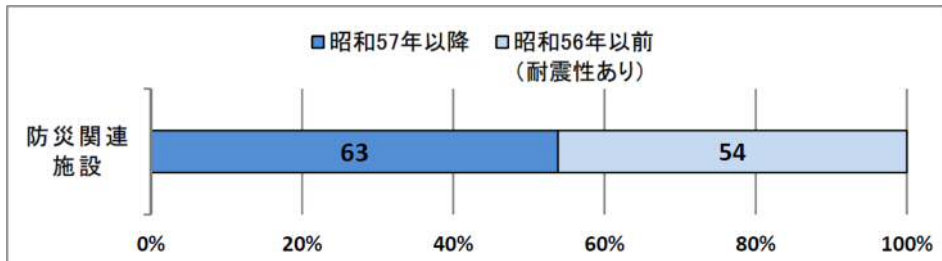
- 第3次緊急輸送道路ネットワーク：大野城市指定道路(全 33 路線)

(4) 防災関連施設

本市では前述の建築物のほか、防災関連施設を記載することとした。防災関連施設とは、市庁舎、公民館、コミュニティセンター、指定避難所、救急告示医療機関等である（詳細な内容について資料編57、58ページ参照）

防災関連施設の建築物は、前計画で耐震基準を満たしていなかった若草公民館及び耐震性が確認されていなかった救急告示病院が建て替えられたことで耐震化率は100.0%となっている。

	S57以降建築 棟数 [A]	S56以前建築			耐震性あり棟数 [D=A+B]	全体棟数 [E=A+B+C]	耐震化率 [D/E*100]
		耐震性あり 棟数 [B]	耐震性なし 棟数 [C]	小計			
防災関連施設	63	54	0	54	117	117	100.0%

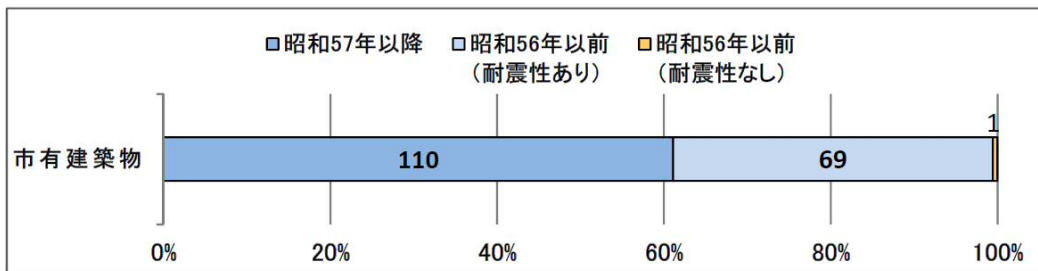


(5) 市有建築物の耐震化の状況

本市が所有する建築物の耐震化の現状は以下のとおり99.4%である。

なお、耐震診断により耐震性がないと確認されている施設は「牛頸老人憩いの家」のみとなっており、令和3年度に耐震補強工事を行うことで、市有施設の耐震化率が100.0%になる予定である。

	S57以降建築 棟数 [A]	S56以前建築			耐震性あり棟数 [D=A+B]	全体棟数 [E=A+B+C]	耐震化率 [D/E*100]
		耐震性あり 棟数 [B]	耐震性なし 棟数 [C]	小計			
市有建築物	110	69	1	70	179	180	99.4%



3. 耐震改修促進に向けた取り組みと課題

(1) 大野城市の耐震化のこれまでの取り組み

①大野城市が所有する建築物の耐震化

本市では、これまで耐震性が不明であった建築物の耐震診断を行い、新耐震基準に適合していない施設については順次、耐震改修工事を進めてきた。

令和3年度に耐震性が不十分と診断された「牛頸老人憩いの家」の耐震改修工事を行うことで、本市が所有する建築物の耐震化率は100%となる予定である。

②建築物所有者の意識啓発及び相談体制の周知

市の広報やホームページなどの各種情報媒体の活用に加え、耐震セミナー等を開催することで防災意識の啓発に取り組んでいる。また、相談体制については、専門家との相談ができる耐震診断アドバイザー^{*}派遣制度などの情報提供を行っている。

③建築物等への指導協力

建築物の調査・報告等を行い、県が行う指導等に協力している。

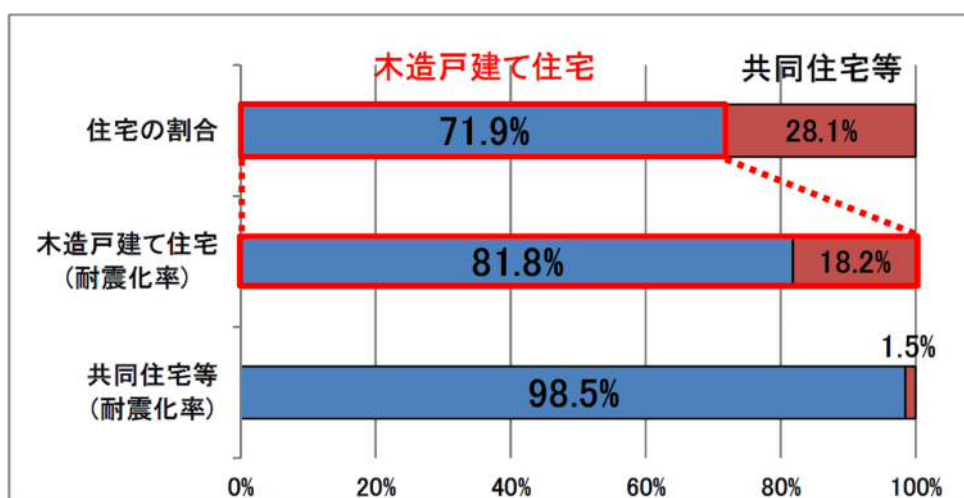
④建築物所有者の負担軽減

木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度や減税制度などを案内し、耐震改修費の負担軽減として、平成25年4月から補助金制度による一部助成を行っている。

(2) 大野城市の耐震化の課題

①住宅の低調な耐震化率

本市では、住宅全体に占める木造戸建て住宅の割合が71.9%を占めているが、耐震化率が81.8%にとどまっている。このことから、木造戸建て住宅の耐震化促進を図り、住宅全体の耐震化率を向上させる必要がある。



出典) 大野城市固定資産税台帳(令和2年8月時点)

②防災上重要な建築物の耐震化

本市が所有する防災関連施設については、耐震化率が100.0%を達成しており、災害時の防災拠点としての機能等の拡充を図るため、今後も定期的なメンテナンスを行っていく必要がある。

また、緊急輸送道路沿いに立地し、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物についても、耐震化率が87.0%にとどまっていることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。

③共同住宅等の耐震化

阪神・淡路大震災や熊本地震の大規模地震では、旧耐震基準の共同住宅等が倒壊し、人的被害が生じている。

本市にも、旧耐震基準の共同住宅等が多く残されていることから、耐震化を促進していく必要がある。

④耐震性未確認の建物

旧耐震基準以前の建物については、耐震診断を行わなければ、耐震性を有しているか確認できない。民間所有の建物の多くが耐震性未確認となっており、耐震診断を行い、耐震性の有無を確認する必要がある。また、民間所有の建物の一部は空き家となっている場合もあり、空き家担当課などの関連部署と連携を図り、所有者へ適切な指導を行う必要がある。

⑤住民の防災意識の保持

福岡県西方沖地震や熊本地震を教訓に、現在は地域での避難訓練などが行われるようになっているが、時間が経過するとともに、住民の地震に対する意識が希薄化していくおそれがある。そのため、再度地震の脅威を確認し、防災意識を保持することができるよう、出前講座や耐震セミナーを開催し、適切な情報提供を継続して行っていく必要がある。

⑥耐震化に向けた環境整備

建築物の耐震化を図り、市民の生命・財産を保護するためには、建築物の所有者が身近な環境で容易に耐震化へ取り組める仕組みが必要である。

建築物の所有者への意識向上についてアプローチを行うためには、地域、市、耐震改修に関する事業者が耐震化に向けた認識を共有するとともに、国や福岡県の補助制度及び優遇税制等の各種制度などの情報提供を引き続き行っていく必要がある。

⑦建築物全般の安全対策

これまでの震災では、建物の耐震化の中で取り扱われない天井材や窓ガラスなどの非構造部材や、家具等の内部造作、ブロック塀等の外構といった建物に付随するものが原因となった被害が発生している。その他安全対策が実施されているが、一部公共施設ではまだ実施されていない。個人の生命、身体及び財産を保護するという建物の耐震化の目的・効果を相乗的に高めるためにも、建物の耐震化と併せて、非構造部材、内部造作、外構といった建築物以外の安全対策を引き続き推進する必要がある。

第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標

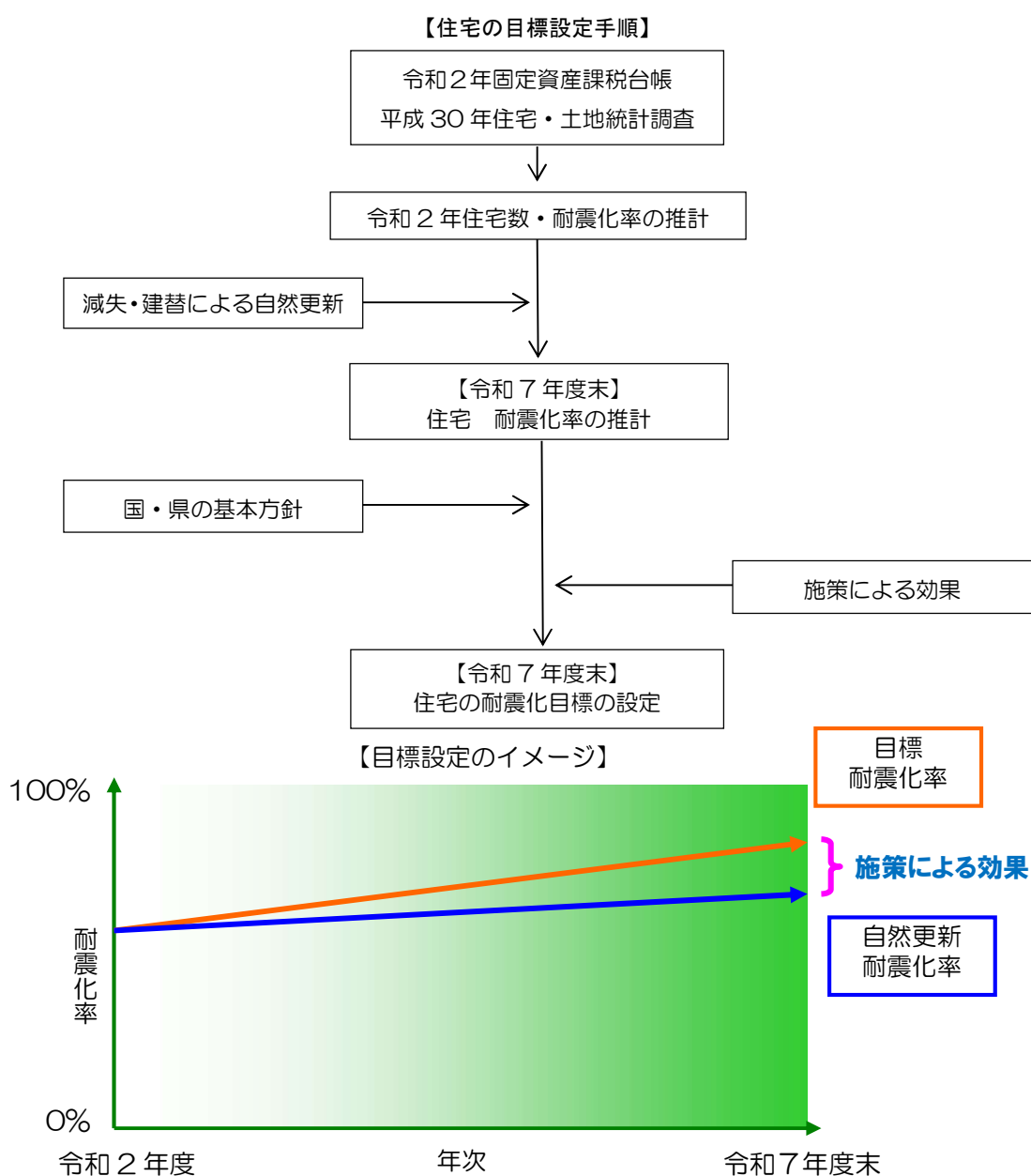
1-1 目標設定の考え方

(1) 基本方針

国の基本方針では、住宅及びその他の建築物の耐震化率について、令和2年度での耐震化率の目標を95%にすることが定められている。本市では、市内建築物の耐震化の現状と国・県の目標を勘案し、計画策定期間における本市の耐震化目標を段階的に設定することで、将来的に耐震化率95%を目指すものとする。

(2) 目標設定の方法

目標の設定にあたっては、現状の耐震化率を基準に、自然更新によって到達する耐震化率と施策誘導・効果による増分を加味して、目標を設定する。



1-2 耐震化目標の設定

(1) 耐震化目標の対象建築物

本市では福岡県全体と比較して、住宅全体に占める木造戸建て住宅の割合が高いことが特徴として挙げられる。木造戸建て住宅の耐震化率は、共同住宅等の98.5%に対し、81.8%と低調な状態となっており、施策等により耐震化を促進させる必要がある。

また、これまで多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物も目標対象建築物と設定していたが、およそ90%の耐震化が進んでいることや、そのうち旧耐震基準建築物の62.3%が木造戸建て住宅であることから、今後は木造戸建て住宅の耐震化を重点的に進めることで、相乗的な耐震化率の向上が期待される。

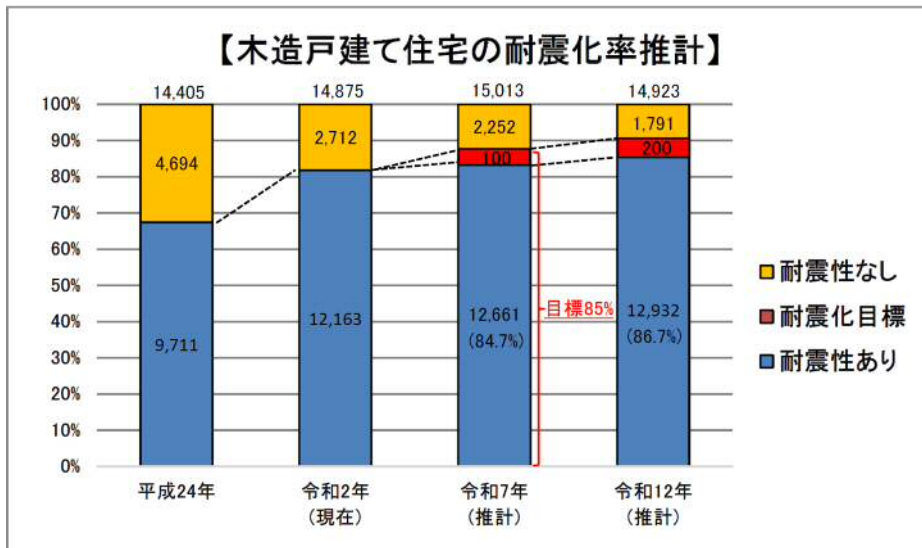
以上のことから、目標建築物の対象を木造戸建て住宅とする。

		耐震性あり(棟)	全棟数(棟)	耐震化率 (耐震性あり/全棟数)
住宅	木造戸建て	12,163	14,875	81.8%
	共同住宅等	5,724	5,814	98.5%
不特定多数の者が利用する建築物 (例:学校、病院、大規模なマンション等)		585	605	96.7%
危険物を取り扱う建築物 (例:ガソリンスタンド等)		11	12	91.7%
多数の者の円滑な避難を困難とする おそれのある建築物		463	532	87.0%
防災関連施設 (例:庁舎、コミュニティセンター、避難施設等)		117	117	100.0%
市有建築物		179	180	99.4%

(2) 木造戸建て住宅の耐震化目標

現状の耐震化率を勘案し、計画期間と連動した自然更新と施策誘導による耐震化の実現に向け、令和7年度までに木造戸建て住宅の耐震化率を**85%**とする。

なお、**85%**目標達成のためには、**約100戸**の住宅について耐震改修等を実施する必要がある。



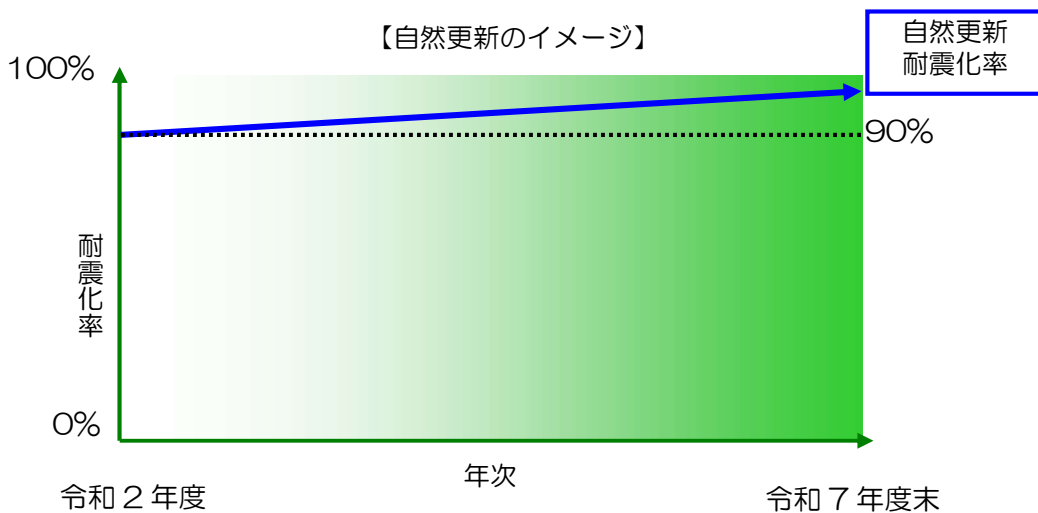
(3) 共同住宅等及びその他の建築物の取り扱い

前述したとおり共同住宅等及びその他の建築物の耐震化率はおおよそ90.0%を超えている。

将来的には自然更新によって、更に耐震化率が上昇すると考えられる。このため、共同住宅等及びその他の建築物の目標値は定めないが、今後も耐震化の啓発を行っていくことで、全棟の改修等を目指すものとする。

現状の耐震化率（共同住宅等及びその他の建築物等）

	S57以降建築 棟数 [A]	S56以前建築			耐震性あり 棟数 [D=A+B]	全体棟数 [E=A+B+C]	耐震化率 [D/E*100]
		耐震性あり 棟数 [B]	耐震性なし 棟数 [C]	小計			
共同住宅等	4869	855	90	945	5724	5814	98.5%
不特定多数の者が利用する建築物	493	92	20	112	585	605	96.7%
危険物を取り扱う建築物	11	0	1	1	11	12	91.7%
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物	404	59	69	128	463	532	87.0%
防災関連施設	63	54	0	54	117	117	100.0%
市有建築物	110	69	1	70	179	180	99.4%



2. 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要である。そのため、本市は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう環境整備等を進める。

地震に強い安全・安心で、やすらぎのまちづくり《建築物の耐震化の促進》

◆住宅・建築物の所有者等は、自主防災意識のもと自らが耐震化に努める

◆大野城市は耐震化促進のための環境整備と適切な指導に努める

(2) 施策の体系

耐震化の課題

- ◆住宅の低調な耐震化率
- ◆防災上重要な建築物の耐震化
- ◆共同住宅等の耐震化
- ◆耐震性未確認の建物
- ◆住民の防災意識の保持
- ◆耐震化に向けた環境整備
- ◆建築物全般の安全対策

耐震化の目標

目標	【建築物の用途】	【現状】	【令和7年度末】
	木造戸建て住宅	81%	85%

耐震改修促進計画

目標達成の基本方針

- ◆住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
- ◆耐震化促進のための環境整備と適切な指導に努める

施策の4本柱

- 住宅の耐震化
- 公共建築物の耐震化
- 民間建築物等の耐震化
- 耐震改修促進に資するその他の施策

計画の実現に向けて

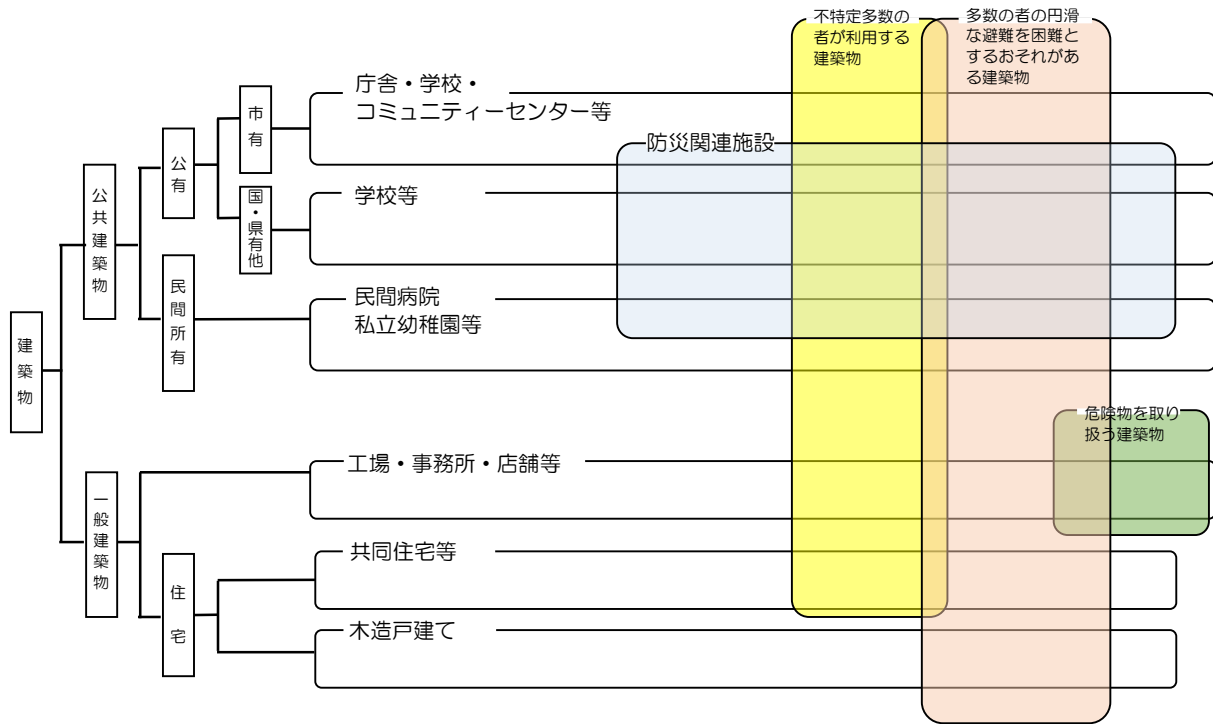
- ◆関係主体の役割分担
- ◆計画の進行管理

『地震に強く、安全・安心で、やすらぎのまち』の実現

【参考：建築物の分類】

本市内の建物は、公共又は一般の建築物に分類でき、さらに下図のように細分化することができる。耐震改修促進法第14条で定める建築物や防災関連施設の対象となる建築物のイメージも合わせて図化している。

次ページ以降では、耐震化の施策について記述するが、それぞれの施策の対象となっている建築物がどれに該当するかを分かりやすく示すため、この分類図を併記した。

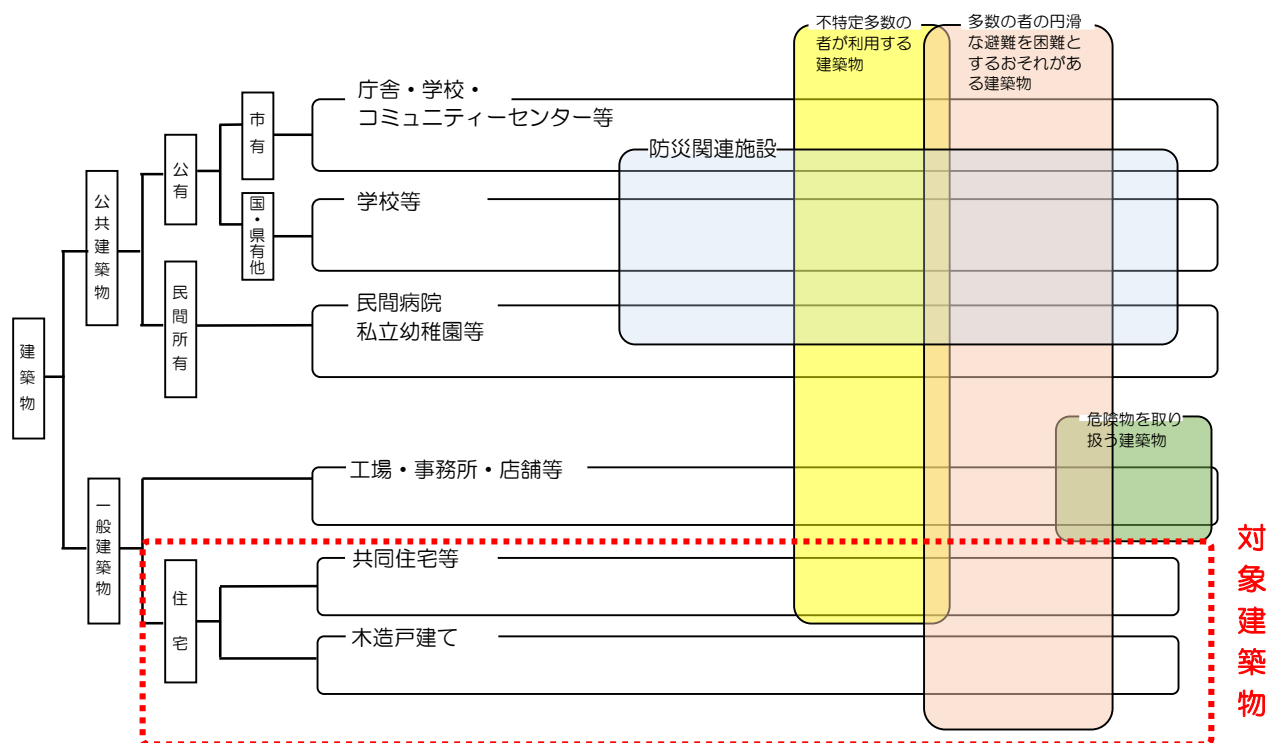


3. 施策の概要

3-1 住宅の耐震化

(1) 基本方針

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を行うため、啓発や情報の提供、耐震改修に向けた環境整備を行い、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進する。



(2) 施策の内容

① 効果的な普及・啓発

ア) 知識の普及・啓発活動

大野都市地域防災計画に基づき、防災教育・防災研修の開催、地域防災活動の促進、家庭の防災対策に対する情報提供を行う。防災教育（耐震セミナー、出前講座等）等の実施にあたっては、地震の脅威や対策の重要性を周知し、市民への知識の普及と防災意識の啓発に努める。

■ 具体的な取り組み

- ・ 防災教育・防災研修の開催、地域防災活動の促進、家庭の防災対策に対する情報提供
- ・ 危機管理部などの関係部署と連携したセミナー・講座を開催

イ) 情報提供

多様な情報提供の手段を通じて、地震に関することや耐震化に関する情報提供を行う。また、情報提供体制の強化に向け、全庁的な情報提供活動や関係機関との連携を強化し、市民に多方面から情報が行き届く体制の構築を推進する。

■具体的な取り組み

- ・市の広報やホームページなどによる市主体の情報提供
- ・相談窓口体制、耐震改修等の制度などの紹介
- ・行政区や福岡県建築指導課、（一財）福岡県建築住宅センター等の関係機関との連携強化

ウ) 耐震改修に関する融資制度や税制補助制度等

耐震改修の促進を図るため、融資制度や耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。また、複雑な制度情報を簡易に理解し、ニーズに応じた制度の活用ができるよう、情報の整理・収集を行い、市民に分かりやすく提供する。

■具体的な取り組み

- ・積極的な情報提供と周知
- ・所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制など
- ・耐震改修に要する費用の融資制度
- ・耐震化に関する制度の情報提供

● 耐震改修促進税制（概要）

対象	主な内容
住宅	<p>○所得税： 一定の計画区域内において、旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行った場合、その耐震改修に要した費用と標準的な工事費相当額のいずれか少ない金額(250万円を上限)の10%相当額を所得税額から控除することができる。 ※適用期限：令和4年3月31日、住宅ローン減税との併用が可能</p> <p>○固定資産税： 昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合、一定期間の固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1/2に減額。 ※耐震改修工事の完了時期が令和4年までの住宅</p>

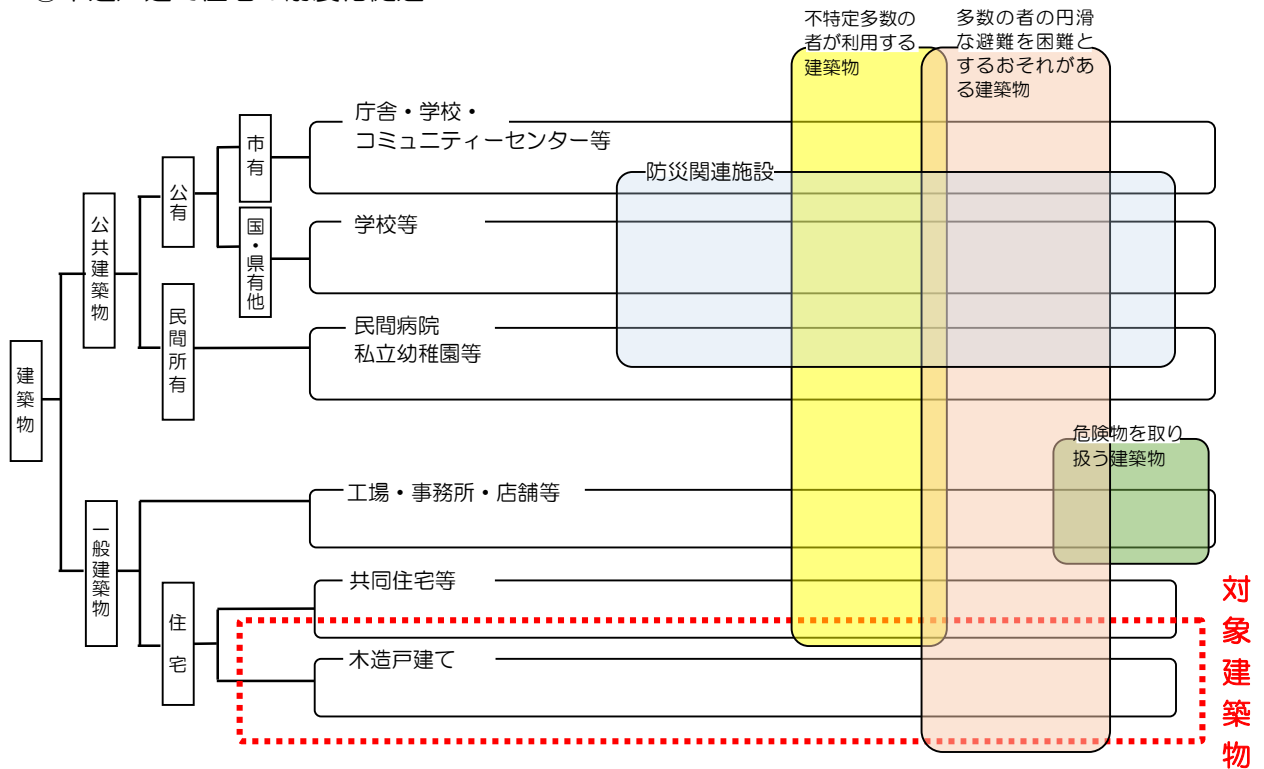
出典：国土交通省

● 耐震改修に関する融資制度（例）

区分	事業名	主な内容
独立行政法人 住宅金融 支援機構	戸建て住宅 ・ マンション	<p>○耐震改修工事に対する融資（リフォーム融資）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：1,500万円（住宅部分の工事費の80%が上限） ・金利：償還期間10年以内0.65%、11年～20年以内0.92% （金利は令和2年11月時点）

出典：独立行政法人住宅金融支援機構

②木造戸建て住宅の耐震化促進

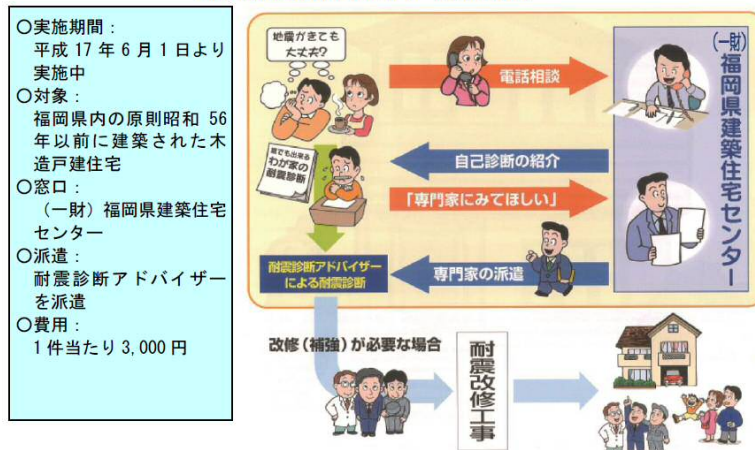


ア) 耐震診断アドバイザー等による耐震診断の実施

木造戸建て住宅所有者に対して、『福岡県耐震診断アドバイザー制度』の活用を促し、住宅の耐震性への理解を求め、耐震性の劣る住宅については、耐震改修補助制度など、各種情報提供するとともに、関係団体と連携して耐震化を促進する。

また、住宅の耐震化を円滑に実施できる支援制度の構築を検討する。

【福岡県耐震診断アドバイザー制度の概要】



出典：福岡県建築物耐震改修促進計画（福岡県）

■具体的な取り組み

- ・「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を積極的に周知
- ・耐震化の重要性の周知
- ・耐震診断における支援制度等の検討

イ) 木造戸建て住宅の耐震改修補助

耐震改修時に所有者の費用負担の軽減を図るため、耐震改修工事にかかる費用の一部を助成する「大野城市木造戸建て住宅耐震改修補助金」を平成25年に創設し、木造戸建て住宅の耐震化を推進している。また、耐震化の支援拡充を図るため、木造戸建て住宅の除却に関する支援も検討していく。

さらに、大野城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム*を策定することで、旧耐震木造戸建て住宅所有者に対し、戸別訪問やダイレクトメール等を計画的に実施し、耐震化をより一層促進するよう努める。

● 住宅耐震改修補助金（概要）

区分	事業名	主な内容	補助金額
耐震改修	大野城市木造戸建て住宅耐震改修補助金	○補助対象住宅 ・昭和56年以前に建築された木造戸建住宅 ・耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満のもの	・限度額 60万円 ・補助率 工事費の1/2 (令和3年4月時点)

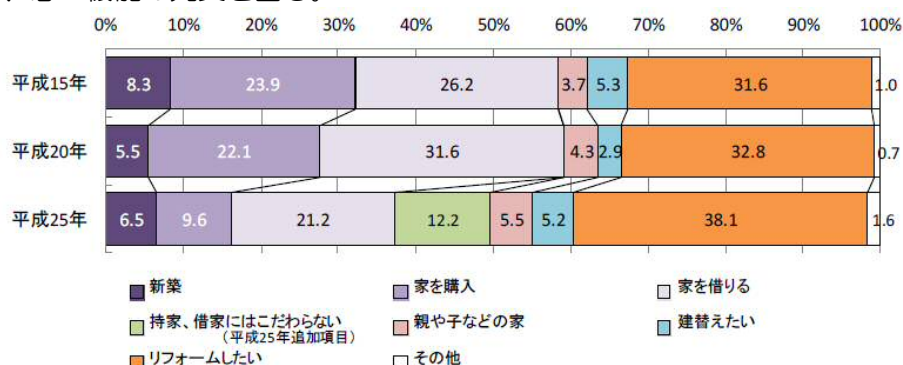
■具体的な取り組み

- ・「大野城市木造戸建て住宅耐震改修補助金」を活用した耐震化の促進
- ・旧耐震基準の木造戸建て住宅除却に関する支援を検討
- ・「大野城市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づく耐震化の促進

ウ) リフォーム等における耐震化の誘導

住生活総合調査などでは、リフォームに対する潜在的需要が増加していると読み取れることから、リフォームと一体となったスケールメリットのある改修工事を推進する。

また、本市では、耐震診断・耐震改修の相談を随時受け付けているが、福祉等のバリアフリーや省エネ、エコの住宅改修など、相談者の改修ニーズに応じた支援制度などの情報を提供するため、福祉部局や「福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会」等の関連機関と連携し、窓口機能の充実を図る。



出典：平成15年住宅需要実態調査、平成20年以降住生活総合調査

■具体的な取り組み

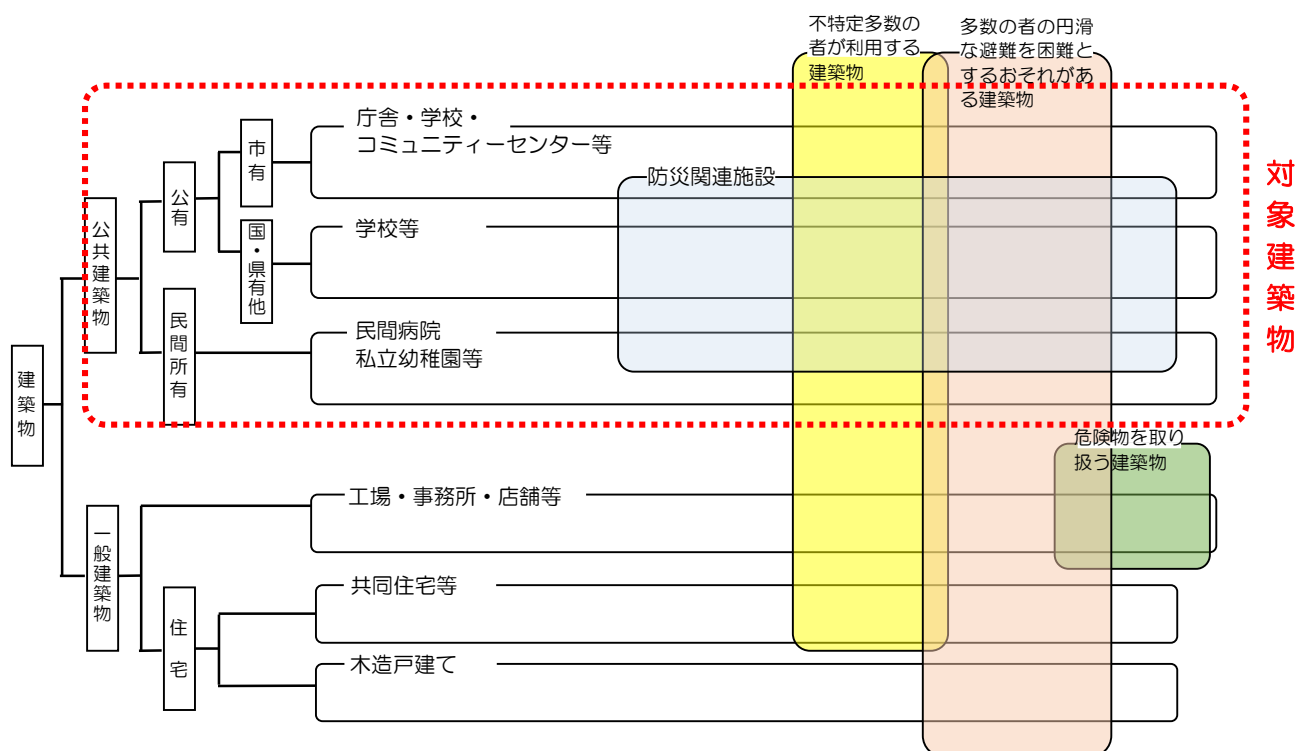
- ・リフォームと一体となったスケールメリットのある改修工事の促進
- ・バリアフリー住宅改修や省エネ、エコの住宅改修とあわせた耐震改修の促進
- ・関係機関との連携による相談窓口の充実

3-2 公共建築物の耐震化

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスや医療・福祉のサービスなどを継続的に提供することが必要な施設である。

【公共建築物の種類】

防災拠点施設*	災害時の情報収集・指令等	市役所、コミュニティセンター等
	医療・保険活動、被災者支援	病院、保健所、消防署等
	避難活動支援	避難所（学校、体育館、公民館等）
災害弱者の安全確保に必要な建築物		社会福祉施設、幼稚園・保育所等
不特定かつ多数の者が利用する建築物		文化施設、社会教育施設等
多数の者が利用する建築物		学校、その他建築物



(1) 基本方針

本市では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地条件的条件を考慮し、市民の生命の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

(2) 施策の内容

公共建築物のうち、学校や市役所庁舎、大野城市地域防災計画に指定避難所として位置づけられているコミュニティセンター等の防災関連施設の耐震化は完了している。

しかし、それ以外の施設において、耐震性が確認できていない建築物もあるため、耐震診断や耐震改修の啓発等に取り組む。

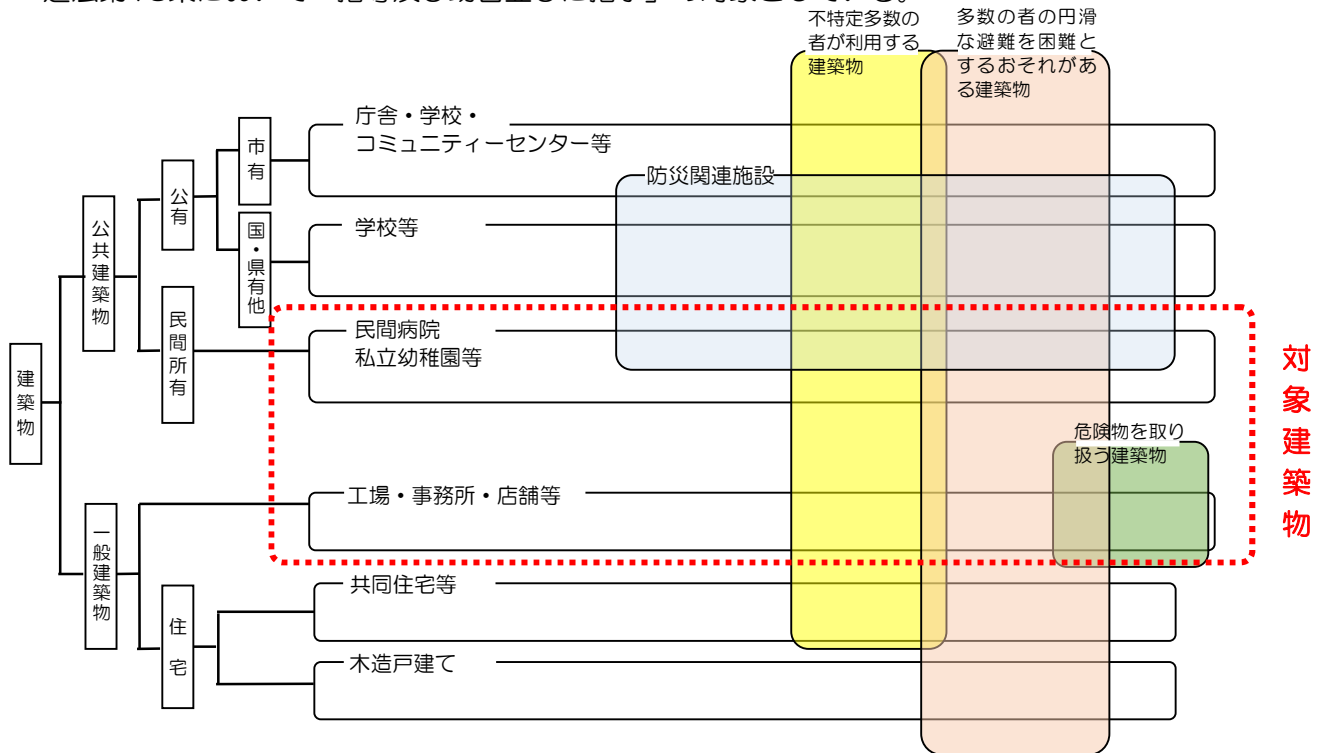
また、すでに耐震化が完了している市役所庁舎、学校、コミュニティセンター等においても地震発生時における防災機能や用途の重要性を踏まえ、構造部の更なる安全性の向上や天井・窓ガラスなどの非構造部材の耐震化などにも取り組む。

■具体的な取り組み

- ・公共建築物の非構造部材を含めた耐震化
- ・アンケート等により公共建築物の耐震化を把握し、耐震診断・改修等の支援を検討

3-3 民間建築物等の耐震化

耐震改修促進法第14条では、「不特定多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」であって特定既存不適格建築物* あるものに対し、所有者の耐震化への努力義務を課しており、耐震改修促進法第15条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。



(1) 基本方針

本市では、民間建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁*である福岡県が実施する指導等に協力し、県への情報提供及び調査依頼をしながら、所有者に対して耐震化の啓発などを行い、耐震化を推進していく。

その他の民間の建築物については、住宅と同様、地震の脅威や対策の重要性、耐震化に関する情報提供を行う。

(2) 施策の内容

①適切な指導等による耐震化促進

所有者の耐震化への努力義務が課せられている耐震改修促進法に基づき、所管行政庁である福岡県が建築物の所有者へ行う指導、助言、指示、公表に協力し、県へ対象建築物の情報提供及び耐震化に関する調査依頼を通じて、耐震化を推進していく。

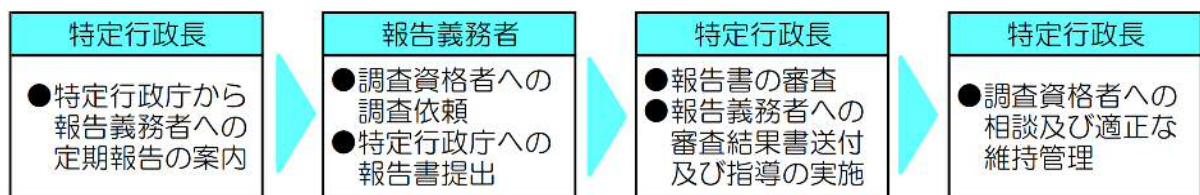
また、特定行政庁*である福岡県が行う、建築基準法に基づく定期報告制度（建築物の定期的な健康診断にあたる）を活用し、情報収集を行い、建物の所有者に対する耐震化の啓発を行う。また、福岡県が行う建物の勧告や命令に協力し、耐震化を促進する。

● 定期報告制度（概要）

劇場や映画館、ホテル、病院、百貨店、飲食店、地下街、共同住宅などは、火災・地震などの災害や建築物の老朽化による外壁の落下などが起こると大きな被害が発生するおそれがある。

このような危険をさけるため、建築基準法第12条により、特定行政庁が指定する建築物及び建築設備や昇降機等について、その所有者（管理者）は、定期的に専門の技術者に調査・検査を行わせその結果を報告することが義務づけられている。

【定期報告のフロー】



■ 具体的な取り組み

- ・ 定期報告制度に基づき、特定行政庁である福岡県との情報共有や、県への調査依頼、情報に基づく建物所有者への啓発等

② 民間建築物の耐震化促進

民間建築物である「不特定多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」は、人命・防災上重要な建築物である。

建築物の所有者等にとって、耐震診断・耐震改修に必要な費用の経済的な負担や、業者及び工事内容への不安は、耐震化の促進にあたっての大きな阻害要因となっている。建築物の所有者等の耐震化への取り組みをできる限り支援するという基本的な考えのもと、国や県の支援制度に注視し、費用負担の軽減など、所有者等による耐震診断や耐震改修が円滑に実施できるような支援制度の検討を行う。

■ 具体的な取り組み

- ・ 費用負担の軽減など、所有者等による耐震診断や耐震改修が円滑に実施できるような支援制度の検討

3-4 耐震改修促進に資するその他の施策

(1) 基本方針

本市では、地震被害から市民の生命や財産を保護し、ブロック塀等も含めた総合的な建築物の安全対策や地震防災対策を実施するため、関係部局等との連携を図り耐震化を促進する。

(2) 施策の内容

①建築物の総合的な安全対策

福岡県西方沖地震においてブロック塀倒壊による死者が発生したことを受け、建物所有者に対して、啓発用リーフレットを配布し、安全性の向上に努めている。また、危険なブロック塀による災害時の人身事故や道路の閉塞を防止するため、通学路や避難路、その他の道路であって、震災時においても安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる道路沿いの危険なブロック塀を対象に、「大野城市ブロック塀等撤去費補助金」を平成30年度から実施し、市内の危険なブロック塀等の撤去を促進している。

さらに、窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の安全対策や建築物の定期報告制度による昇降機や遊戯施設、建築設備などの総合的な安全対策の推進・改善を促すため、福岡県と連携し啓発や指導の協力をしていく。



出典：ブロック塀倒壊防止リーフレット（福岡県）

●ブロック塀等撤去費補助制度(概要)

区分	事業名	主な内容	補助金額
ブロック塀撤去	大野城市ブロック塀等撤去費補助金	○補助対象ブロック塀 ・道路に面する高さ1.0m以上の塀	・限度額 16万円 ・補助率 撤去費の2/3 (令和3年4月時点)

■具体的な取り組み

- ・建物所有者に対して、研修会参加の紹介や、啓発用リーフレットの配布
- ・福岡県と連携し、県が行う啓発や指導への協力
- ・「大野城市ブロック塀等撤去費補助金」を活用したブロック塀等撤去の促進

②横断的な取り組みによる総合的な地震防災対策

福岡県西方沖地震においては、玄界島などで敷地の崩壊による被害が多数報告されている。また地震による住宅密集地での延焼やがけ崩れ、地盤の崩落、擁壁の損壊、土地の液状化など建築物の耐震化以外にも地震防災対策を総合的に推進していく必要がある。本市では、大野城市地域防災計画における関係部署や関係団体、地域住民、また県や関係機関と連携を図りながら、建築物の耐震化と併せ、総合的な地震防災対策及び自然災害全般に配慮した防災対策を講じていく。

■具体的な取り組み

- ・地域住民や県、関係機関と連携し、建築物の耐震化や総合的な地震防災対策及び自然災害全般に配慮した防災対策を検討

③空き家対策

近年、空き家等が年々増加し、社会問題となっているが、適切に管理されていない空き家は、火災の危険性や防犯面での問題など、地域住民の住環境に悪影響を及ぼす可能性がある。また、震災時に空き家が倒壊することで、人的被害だけではなく、道路の閉塞により緊急車両の交通や市民の避難を妨げ、被害を拡大するおそれがある。

そのため、本市では、空き家等対策計画に基づき、空き家の所有者に適切な管理を促すとともに、「大野城市老朽危険空き家等除却促進事業補助金」などの支援を行うことで、安全で快適な住環境の維持を促進している。

●大野城市老朽危険空き家等除却促進事業(概要)

区分	事業名	主な内容	補助金額
老朽危険 空き家等 除却	大野城市老朽 危険空き家等 除却促進事業	○補助対象住宅 ・老朽化した危険な建築物で、現在使 用されていない空き家 ・木造又は軽量鉄骨造で居住用のもの	・限度額 50万円 ・補助率 撤去費の1/2 (令和3年4月時点)

■具体的な取組

- ・大野城市老朽危険空き家等除却促進事業補助金による支援

④総合防災マップの更新・公表

本市では防災マップを作成・公表し、全世帯に配布している。総合防災マップでは、洪水、土砂災害のハザードマップや市内の震度予想図のほか、普段から心掛けること、災害時に心掛けること、さらに地震発生時の行動の基準について掲載している。

日頃からの防災対策の重要性や災害時の対応を広く市民に周知することで、市民の防災意識を高め、耐震診断・改修など建築物の耐震や自主防災組織による地域防災力向上を促進する。

■具体的な取り組み

- ・総合防災マップの公表と全世帯への配布
- ・総合防災マップを使った研修や出前講座などでの啓発

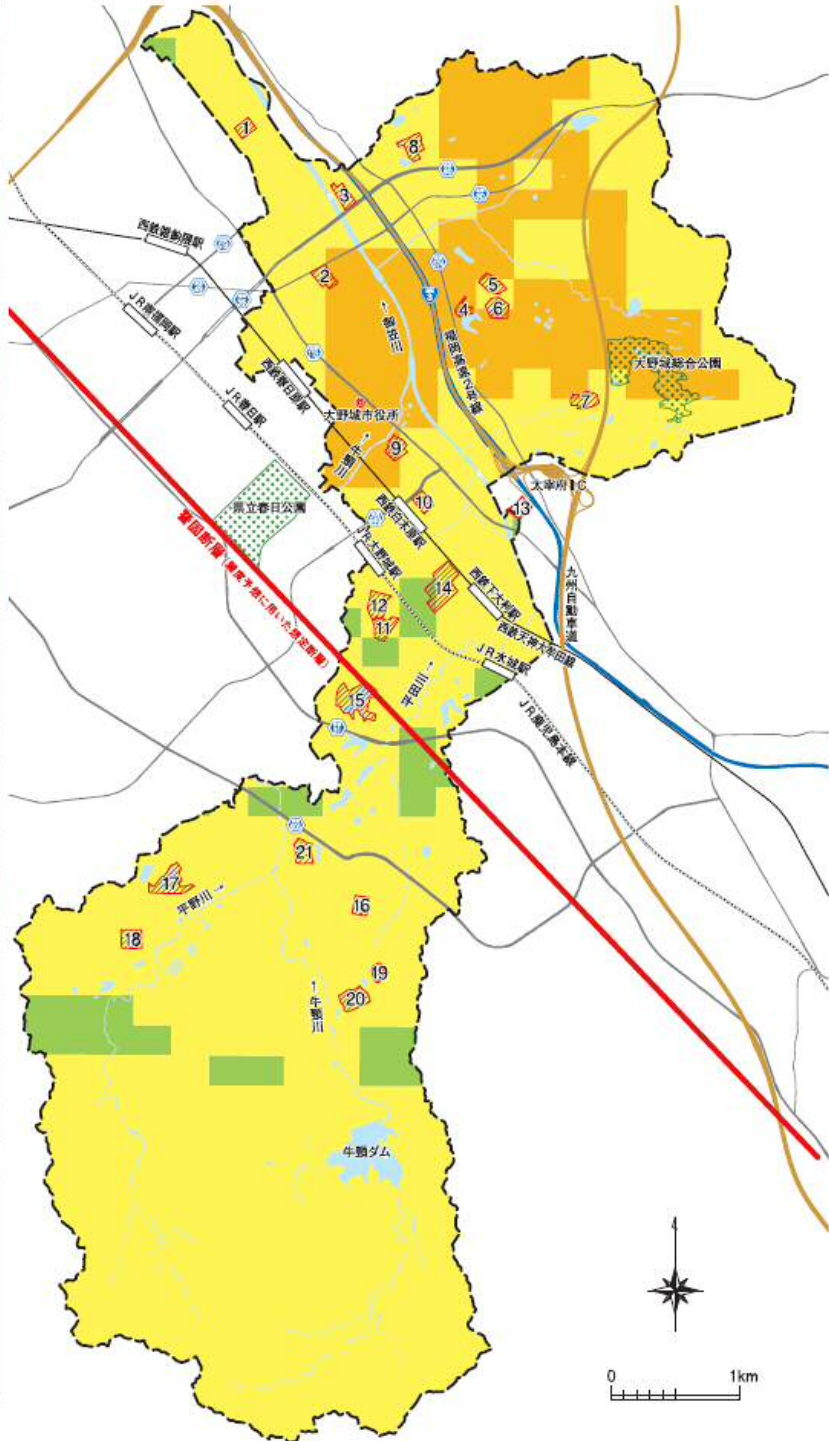
震度予想図

※警固断層南東部を震源とするマグニチュード7.2の地震を想定した場合の震度予想です。

広域避難地
大野城総合公園
県立春日公園

No.	地区避難場所
北地区コミュニティ	
1	仲畑中央公園
2	大野北小学校
3	御笠の森小学校
東地区コミュニティ	
4	光ヶ丘近隣公園
5	大野東小学校
6	大野東中学校
7	大城小学校
8	御陵中学校
中央地区コミュニティ	
9	大野小学校
10	大野中学校
11	大利小学校
12	大利中学校
13	下大利小学校
14	筑紫中央高校
15	三兼池公園
南地区コミュニティ	
16	大野南小学校
17	月の浦近隣公園
18	月の浦小学校
19	つつじヶ丘近隣公園
20	平野中学校
21	平野小学校

警固断層 (震度予想に用いた想定断層)		
震度		
震度5強	震度6弱	震度6強
広域避難地	地区避難場所	



出典：「大野城市総合防災マップ」（平成31年2月）

※なお、「光ヶ丘近隣公園」については、令和3年3月から名称が「大池公園」に変更されている。

地震発生時の心構え／行動のポイント

地震発生	発生1~2分	発生3分	発生5分	発生10分 発生 3日くらい
<p>最初の大きな揺れは1分間</p> <p>■まず、身を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に入る ・クッションや雑誌などで頭を保護する ・家具やガラス面から離れる 	<p>揺れが収まったらまず火の始末</p> <p>■脱出口を確保する</p> <p>■火元を確認する</p> <p>■家族の安全を確保する</p> <p>■靴をはく</p> 	<p>隣近所の安全確認 火災の発生を防ぐ</p> <p>■隣近所に声をかける</p> <p>■近所に火が出ていたら初期消火</p> <p>■余震に注意</p> <p>■非常持出品を用意する</p> 	<p>ラジオなどで正しい情報を入手</p> <p>■正しい情報をつかむ</p> <p>■電話はなるべく使わない</p> <p>■家屋倒壊などの危険があれば避難</p> 	<p>協力して消火 救出・救護活動</p> <p>■助け合いの心が大切</p> <p>■水・食料は蓄えているもので</p> <p>■壊れた家には入らない</p> <p>■災害情報・被害情報の収集</p> 

こんなときは…

<p>●路上にいた!</p> <p>窓ガラスや瓦などの落下物からカバンなどで頭を保護し、空き地や公園などに避難します。</p> <p>注意 ブロック塀、自動販売機には近付かない。倒れそうな電柱、垂れ下がった電線に注意しましょう。</p>	<p>●車を運転していた!</p> <p>徐々にスピードを落とし、左側に止め、エンジンを切る。揺れがおさまるまで冷静に、カーラジオで情報収集をします。</p> <p>注意 避難する時はキーは付けたまま、ドアロックもしない。貴重品を持ち出し、徒歩で避難します。</p>	<p>●エレベーターの中にいた!</p> <p>すべての階のボタンを押し、停止した階で降りましょう。</p> <p>注意 閉じ込められても無理に脱出しようとせず、非常ボタンで外部と連絡をとり救出を待ちましょう。</p>	<p>●山やがけ付近では</p> <p>落石やがけ崩れに注意。</p> <p>●人が大勢いる施設では</p> <p>係員の指示に従う。落ち着いて行動。あわてて出口に走り出さない。</p>
---	--	--	---

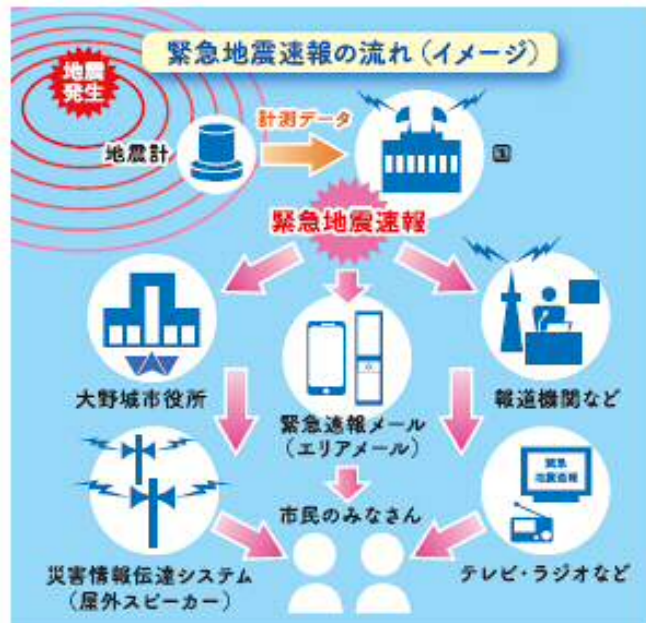
緊急地震速報が出されたら

周囲の状況に応じて、あわてずにまず身の安全を確保する!

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源近くで地震波をキャッチし、強い揺れが始まる直前にすばやくお知らせする情報です。

地震が発生し、震度4以上の揺れが来るおそれがある地域には、国から緊急地震速報が発信されます。速報はテレビやラジオを通じて、もうじき揺れることを市民のみなさんにお知らせします。また、市の災害情報伝達システム(屋外スピーカー)でも警報音と音声放送でお知らせします。

緊急地震速報が放送されてから強い揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒しかありません。その短い間に、自分の身を守ることを最優先に行動しましょう。



出典：「大野城市総合防災マップ」(平成31年2月)

4. 重点施策

(1) 重点施策の考え方

住宅の耐震化率において、共同住宅等は98.5%であるのに対し、木造戸建て住宅は81.8%にとどまっており、耐震性を満たしていない木造戸建て住宅が市内に約2,700戸も存在する。

また、緊急輸送道路沿いにある多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物のうち、旧耐震基準建築物の62.3%が木造戸建て住宅であることから、木造戸建て住宅の耐震化を推進することが最も重要である。

なお、ブロック塀にあたっては、緊急輸送道路以外の避難路や通学路沿いにも危険な塀が確認されているため、木造戸建て住宅とあわせ、意識の啓発と耐震化を誘導する取り組みを重点的に行う。

(2) 重点事項への取り組み

- ・木造戸建て住宅及びブロック塀を重点建築物と位置づける
- ・緊急輸送道路、避難路及び通学路沿いの耐震化を重点的に行う
- ・意識の啓発に向けた取り組みと、耐震化を誘導する取り組みを重点的に行う

耐震化へ向けた取り組み

意識の啓発に向けた取り組み

- ・耐震セミナー
- ・出前講座
- ・多様な媒体を使った制度情報発信
- ・制度情報一覧表の提供
- ・啓発パンフレットの提供
- ・戸別訪問
- ・地域と連携した啓発活動
- ・改修工事に至っていない所有者への通知等

耐震化を誘導する取り組み

- ・相談体制の充実
- ・事業者の養成
- ・耐震診断アドバイザー制度
- ・耐震診断における支援制度等の検討
- ・リフォーム等と一体となった耐震改修の利用促進
- ・木造戸建て住宅耐震改修補助金
- ・木造戸建て住宅の除却に関する支援の検討
- ・ブロック塀等撤去費補助金
- ・空き家所有者への適正管理の指導・支援

第4章 計画の実現に向けて

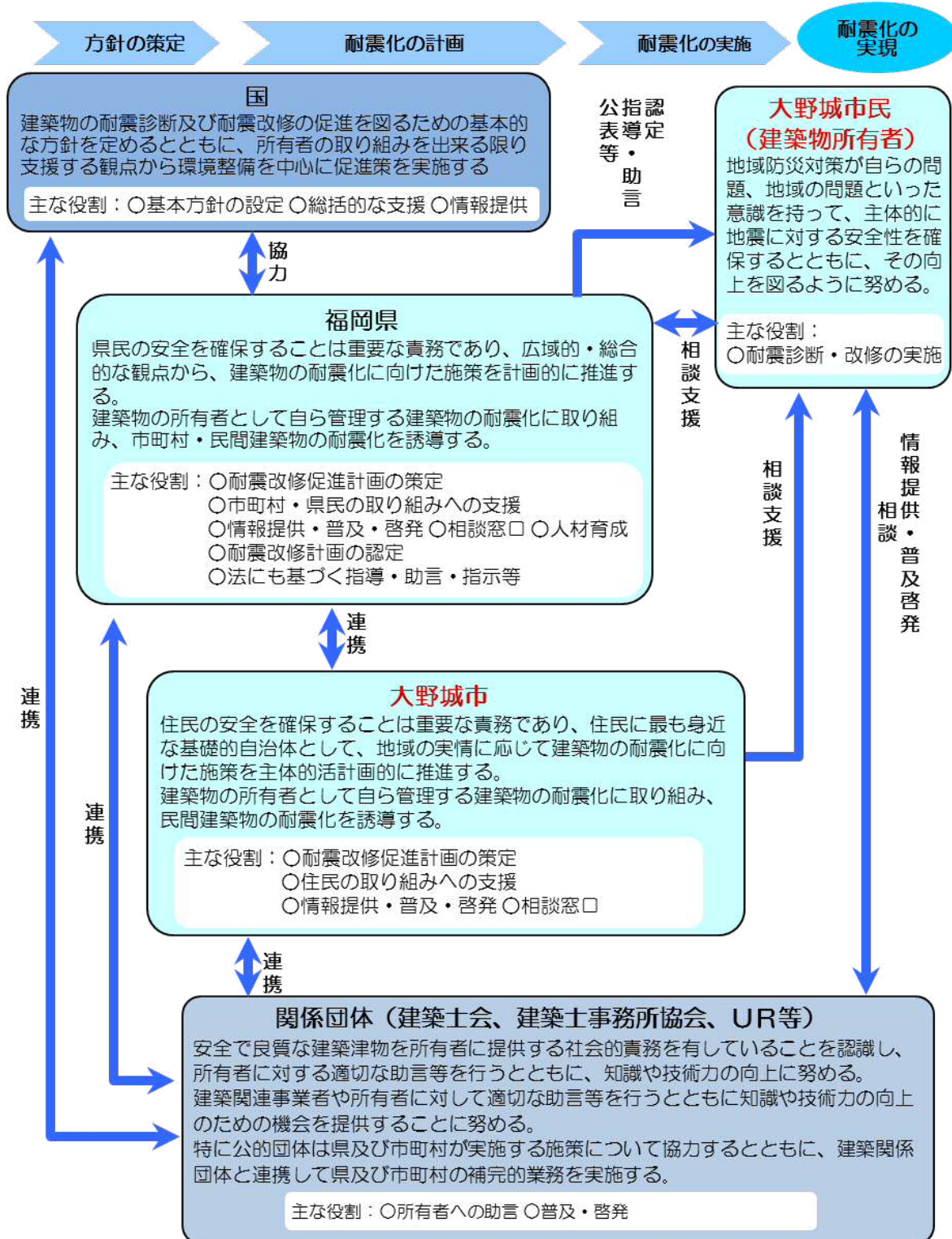
第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や住民の連携のみならず、建築に関わる団体等との連携が不可欠であるため、大野城市民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



大野城市と福岡県の役割分担

	大野城市	福岡県
耐震改修促進計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 大野城市耐震改修促進計画の策定 策定に関する助言を県から受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県耐震改修促進計画の策定 市町へ策定呼びかけ 市町の策定時に助言
市民・県民の取り組みへの支援	(大野城市民) <ul style="list-style-type: none"> 木造戸建て住宅耐震改修費用の一部を補助 ブロック塀等撤去費補助費用の一部補助 	(福岡県民) <ul style="list-style-type: none"> 福岡県耐震診断アドバイザー制度の実施 市から国へ要望する補助申請の窓口 市が行う木造戸建て住宅耐震改修補助への補助
情報提供・普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化に関する制度の案内 市が主催する耐震セミナー、出前講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市に対して、国の指針や制度等の情報提供 県民に向けた制度の案内
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 市民に向けた相談窓口の開設 	<ul style="list-style-type: none"> 県民に向けた相談窓口の設置 市町村から制度等に関する相談窓口の設置
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修事業者対象セミナー等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者対象のセミナーの開催
耐震改修計画の認定	<ul style="list-style-type: none"> 市民へ制度の案内 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修計画の認定
法に基づく指導・助言・指示等	<ul style="list-style-type: none"> 指導、助言、指示等を県に依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物所有者に対して指導、助言、指示等を行う

2. 計画の進行管理

耐震化目標の達成に向けては、計画の進行管理が重要である。県や関係団体等との連携を基にした住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実績把握に努める。建築物のうち特殊建築物に該当するものについては、県が所管する建築基準法第12条による定期報告制度等を活用し、改修の実績把握に努める。

また、進行管理にあわせて、適宜計画の見直しを行うこととする。

資料編

1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に

接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるもの限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既

存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供す

る施設

- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、

増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

- ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン
- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第八条** 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

- 第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第十条** 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第十一条** 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

- 第十二条** 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

3. 大野城市地域防災計画と大野城市耐震改修促進計画の関連性

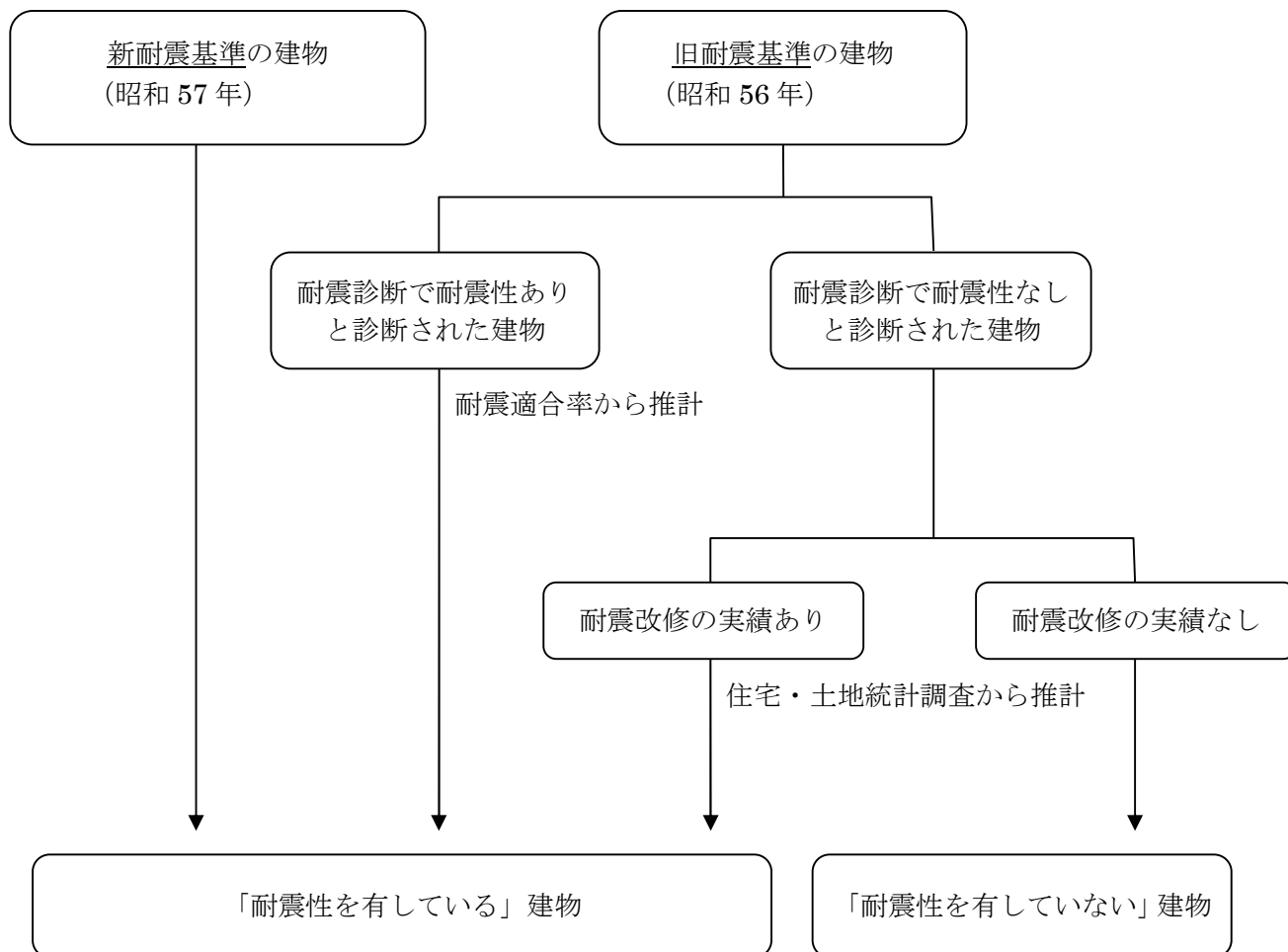
地域防災計画	関連性	耐震改修促進計画
第1章 第3節 災害の想定	<p style="text-align: center;">← 同一条件を共有する (県アセスをベースとする) →</p>	第2章 1. 想定される地震規模と被害の想定
第2章 第1節 災害に強いひとづくり	<p style="text-align: center;">← 周知・啓発 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災研修、防災セミナーの場を利用して建物の耐震化を啓発する ・耐震改修促進計画独自の事業として耐震セミナーと出前講座を実施 	第3章 3-1 住宅の耐震化 3-3 民間建築物等の耐震化
第2節 災害に強いまちづくり	<p style="text-align: center;">耐震改修促進計画の策定 →</p> <p style="text-align: center;">公共建築物の耐震化 →</p> <p style="text-align: center;">← 建築物以外の耐震化 →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の倒壊防止の推進 ・地盤等の対策 	3-2 公共建築物の耐震化 3-4 耐震改修促進に資するその他の施策
第4節 避難体制の整備	<p style="text-align: center;">← 避難所の指定</p> <p style="text-align: center;">避難所の耐震化 →</p>	3-2 公共建築物の耐震化
第6節 緊急輸送体制の整備	<p style="text-align: center;">緊急輸送道路の指定</p> <p style="text-align: center;">← ・現ネットワーク ・将来ネットワーク ・通行障害建築物の耐震化 →</p>	3-3 民間建築物等の耐震化

4. 耐震化率の推計方法

(1) 耐震化率の推計フロー

以下のフローにより、「耐震性を有している」建物の棟数を推計し、「耐震化率＝耐震性がある建物棟数／建物棟数の合計」により算定した。

新耐震基準の建物は全て「耐震性を有している」とした。旧耐震基準の建物については、福岡県が算出した「耐震診断の耐震性あり」棟数の割合を乗じることにより、木造戸建て住宅の31.9%、共同住宅等の85.0%が「耐震性を有している」とした。残る「耐震診断で耐震性なし」については、住宅・土地統計調査から推計される。



(2) 旧耐震住宅の耐震性適合率

耐震性適合率とは、耐震診断により耐震性を有していると診断された割合のことで、以下のように設定されている。

	分類	耐震適合率
住宅	木造戸建て住宅	31.9%
	共同住宅等	80.5%

出典：福岡県

5. 耐震改修促進法第14条における建築物の区分表

耐震改修促進法第14条に規定される既存不適格建築物及び第15条に規定される指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物は、下表のとおり定められている。

用途	特定建築物の規模要件		指示対象となる 特定建築物の規模要件		
	階数	面積			
不特定多数のものが利用する建築物	幼稚園、保育所	2以上	500㎡以上	750㎡以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校（屋内運動場を含む）		1,500㎡以上		
	上記以外の学校			3以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	3以上			
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				2,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場		2,000㎡以上		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	2,000㎡以上			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1以上				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物		500㎡以上		
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	全ての建築物				

6. 大野城市における建築物

(1) 公有建築物（不特定多数の者が利用）と防災関連施設

不特定多数の者が利用かつ防災関連施設
不特定多数の者が利用
防災関連施設

No	市有	区分	名称	階数	面積 (m ²)	建築年	耐震性	不特定多数の者が利用	防災 関連施設
1	○	市庁舎	市庁舎	5	8,336	昭和54	あり	○	市庁舎
2	○	市庁舎	市庁舎新館	4	2,899	平成2	あり	○	市庁舎
3	○	小学校等	大野小学校:校舎1	3	1,686	昭和41	あり	○	指定避難所
4	○	小学校等	大野小学校:校舎2	3	2,767	昭和42	あり	○	指定避難所
5	○	小学校等	大野小学校:校舎3	3	1,003	平成18	あり	○	指定避難所
6	○	小学校等	大野小学校:校舎4	3	231	平成12	あり	○	指定避難所
7	○	体育館	大野小学校:体育館	2	753	昭和56	あり	○	指定避難所
8	○	小学校等	大野北小学校:校舎1	3	3,298	昭和38	あり	○	指定避難所
9	○	小学校等	大野北小学校:校舎2	3	700	昭和42	あり	○	指定避難所
10	○	小学校等	大野北小学校:校舎3	3	523	昭和48	あり	○	指定避難所
11	○	小学校等	大野北小学校:校舎4	3	93	昭和48	あり	○	指定避難所
12	○	体育館	大野北小学校:体育館	1	851	昭和54	あり	○	指定避難所
13	○	小学校等	大野南小学校:校舎1	3	2,305	昭和46	あり	○	指定避難所
14	○	小学校等	大野南小学校:校舎2	3	2,233	昭和49	あり	○	指定避難所
15	○	体育館	大野南小学校:体育館	1	585	昭和47	あり	○	指定避難所
16	○	小学校等	大野東小学校:校舎1	3	1,823	昭和43	あり	○	指定避難所
17	○	小学校等	大野東小学校:校舎2	3	2,170	昭和47	あり	○	指定避難所
18	○	体育館	大野東小学校:体育館	1	806	平成2	あり	○	指定避難所
19	○	小学校等	大和小学校:校舎1	3	2,264	昭和48	あり	○	指定避難所
20	○	小学校等	大和小学校:校舎2	3	2,414	昭和49	あり	○	指定避難所
21	○	小学校等	大和小学校:校舎3	3	794	平成24	あり	○	指定避難所
22	○	体育館	大和小学校:体育館	1	585	昭和49	あり	○	指定避難所
23	○	小学校等	平野小学校:校舎1	3	3,162	昭和52	あり	○	指定避難所
24	○	小学校等	平野小学校:校舎2	3	1,057	昭和55	あり	○	指定避難所
25	○	体育館	平野小学校:体育館	1	720	昭和52	あり	○	指定避難所
26	○	小学校等	大城小学校:校舎1	3	2,786	昭和53	あり	○	指定避難所
27	○	小学校等	大城小学校:校舎2	3	213	昭和53	あり	○	指定避難所
28	○	体育館	大城小学校:体育館	1	720	昭和53	あり	○	指定避難所
29	○	小学校等	下大和小学校:校舎1	3	1,473	昭和55	あり	○	指定避難所
30	○	小学校等	下大和小学校:校舎2	3	255	昭和58	あり	○	指定避難所
31	○	小学校等	下大和小学校:校舎3	3	750	昭和55	あり	○	指定避難所
32	○	小学校等	下大和小学校:校舎4	3	1,379	昭和55	あり	○	指定避難所
33	○	体育館	下大和小学校:体育館	1	720	昭和55	あり	○	指定避難所
34	○	小学校等	御笠の森小学校:校舎1	3	1,841	昭和56	あり	○	指定避難所
35	○	小学校等	御笠の森小学校:校舎2	3	1,790	昭和56	あり	○	指定避難所
36	○	体育館	御笠の森小学校:体育館	1	755	昭和56	あり	○	指定避難所
37	○	小学校等	月の浦小学校:校舎1	2	3,166	平成8	あり	○	指定避難所
38	○	小学校等	月の浦小学校:校舎2	2	1,849	平成8	あり	○	指定避難所
39	○	体育館	月の浦小学校:体育館	1	796	平成8	あり	○	指定避難所
40	○	小学校等	大野中学校:校舎1	4	4,207	平成3	あり	○	指定避難所
41	○	小学校等	大野中学校:校舎2	2	491	平成3	あり	○	指定避難所
42	○	体育館	大野中学校:体育館	2	1,089	昭和53	あり	○	指定避難所
43	○	小学校等	大野東中学校:校舎1	4	4,361	昭和46	あり	○	指定避難所
44	○	小学校等	大野東中学校:校舎2	4	298	昭和46	あり	○	指定避難所
45	○	体育館	大野東中学校:体育館	3	1,660	昭和62	あり	○	指定避難所
46	○	小学校等	大和中学校:校舎1	3	2,480	昭和51	あり	○	指定避難所
47	○	小学校等	大和中学校:校舎2	1	208	昭和51	あり	○	指定避難所
48	○	小学校等	大和中学校:校舎3	3	546	昭和51	あり	○	指定避難所
49	○	小学校等	大和中学校:校舎4	3	2,126	昭和51	あり	○	指定避難所
50	○	体育館	大和中学校:体育館	3	1,033	昭和52	あり	○	指定避難所
51	○	小学校等	平野中学校:校舎1	3	2,232	昭和55	あり	○	指定避難所
52	○	小学校等	平野中学校:校舎2	3	2,653	昭和55	あり	○	指定避難所
53	○	小学校等	平野中学校:校舎3	3	2,489	昭和55	あり	○	指定避難所
54	○	体育館	平野中学校:体育館	2	772	昭和55	あり	○	指定避難所
55	○	小学校等	御陵中学校:校舎1	2	1,685	昭和58	あり	○	指定避難所
56	○	小学校等	御陵中学校:校舎2	2	2,330	昭和58	あり	○	指定避難所
57	○	小学校等	御陵中学校:校舎3	3	238	昭和62	あり	○	指定避難所
58	○	体育館	御陵中学校:体育館	2	1,140	昭和58	あり	○	指定避難所
59	○	保育所	筒井保育所	2	799	平成9	あり	○	
60	○	保育所	大野北保育所	2	1,340	令和2	あり	○	
61	○	保育所	大野南保育所	2	717	平成4	あり	○	
62		学校	九州大学総合理工学研究院本館	5	12,899	昭和57	あり	○	
63		学校	九州大学先端物質化学研究所本館	5	10,513	昭和56	あり	○	
64		学校	九州大学産学連携センター本館	3	1,999	平成8	あり	○	
65		学校	九州大学産学連携センター新館	6	3,600	平成14	あり	○	
66		学校	県立筑紫中央高校:教育棟	4	2,620	昭和52	あり	○	
67		学校	県立筑紫中央高校:管理棟	3	4,505	昭和42	あり	○	
68		学校	県立筑紫中央高校:特別教室棟	4	3,169	昭和50	あり	○	
69		学校	県立筑紫中央高校:体育館	2	2,633	昭和41	あり	○	
70		学校	県立筑紫中央高校:講堂	2	1,552	昭和59	あり	○	
71	○	集会場	大野城まどかびあ	3	12,864	平成8	あり	○	指定避難所
72	○	展示場	大野城心のふるさと館	3	3,417	平成29	あり	○	
73	○	自動車車庫	大野城まどかびあ立体駐車場	4	7,701	平成9	あり	○	
74		事務所	福岡県職員研修所	3	7,397	昭和61	あり	○	福祉避難所
75		事務所	福岡県筑紫総合庁舎	4	6,597	昭和57	あり	○	

No	市有	区分	名称	階数	面積 (m2)	建築年	耐震性	不特定 多数の 者が利	防災 関連施設
76	○	体育館	市民総合体育館	3	4,457	昭和57	あり	○	指定避難所
77	○	福祉施設	大野城市すこやか交流プラザ	3	3,640	平成8	あり	○	福祉避難所
78		福祉施設	大野城市総合福祉センター	4	1,802	昭和55	あり	○	
79	○	賃貸住宅	あけぼの市営住宅1棟	5	1,614	昭和49	あり	○	
80	○	賃貸住宅	あけぼの市営住宅2棟	5	1,747	昭和50	あり	○	
81	○	賃貸住宅	おおぎ市営住宅1棟	5	1,747	昭和51	あり	○	
82	○	賃貸住宅	おおぎ市営住宅2棟	5	1,747	昭和52	あり	○	
83		賃貸住宅	県営山田団地1棟	5	2,157	昭和62	あり	○	
84		賃貸住宅	県営山田団地2棟	4	1,001	昭和62	あり	○	
85		賃貸住宅	県営月の浦団地1	5	1,386	平成1	あり	○	
86		賃貸住宅	県営月の浦団地2	5	1,285	平成1	あり	○	
87		賃貸住宅	県営月の浦団地3	5	1,285	平成1	あり	○	
88		賃貸住宅	県営月の浦団地5	5	1,386	平成2	あり	○	
89		賃貸住宅	県営月の浦団地6	5	1,285	平成2	あり	○	
90		賃貸住宅	県営月の浦団地7	5	1,285	平成4	あり	○	
91		賃貸住宅	県営月の浦団地8	5	1,285	平成3	あり	○	
92		賃貸住宅	県営月の浦団地9	5	1,386	平成3	あり	○	
93		賃貸住宅	県営月の浦団地10	5	1,386	平成3	あり	○	
94		共同住宅	国家公務員宿舎	11	6,345	平成23	あり	○	
95		共同住宅	国家公務員宿舎	9	6,837	平成23	あり	○	
96		共同住宅	国家公務員宿舎	14	7,167	平成23	あり	○	
97	○	コミュニティセンター	北コミュニティセンター	2	3,324	平成15	あり	○	福祉避難所
98	○	コミュニティセンター	東コミュニティセンター	2	2,795	平成16	あり	○	福祉避難所
99	○	コミュニティセンター	中央コミュニティセンター	2	2,604	平成11	あり	○	福祉避難所
100	○	コミュニティセンター	南コミュニティセンター	1	3,471	昭和62	あり	○	福祉避難所
101	○	公民館等	上筒井公民館	2	619	昭和49	あり	○	指定避難所
102	○	公民館等	下筒井公民館	2	527	令和2	あり	○	指定避難所
103	○	公民館等	白木原公民館	2	518	昭和49	あり	○	指定避難所
104	○	公民館等	乙金公民館	2	602	平成25	あり	○	指定避難所
105	○	公民館等	山田公民館	2	513	昭和52	あり	○	指定避難所
106	○	公民館等	雑餉隈町公民館	2	380	昭和52	あり	○	指定避難所
107	○	公民館等	栄町公民館	2	381	昭和52	あり	○	指定避難所
108	○	公民館等	瓦田公民館	2	559	昭和53	あり	○	指定避難所
109	○	公民館等	牛頭公民館	2	525	昭和53	あり	○	指定避難所
110	○	公民館等	畑詰公民館	2	383	昭和54	あり	○	指定避難所
111	○	公民館等	井の口公民館	2	380	昭和54	あり	○	指定避難所
112	○	公民館等	下大利公民館	2	537	昭和54	あり	○	指定避難所
113	○	公民館等	乙金東公民館	2	370	昭和55	あり	○	指定避難所
114	○	公民館等	下大利団地公民館	2	510	昭和55	あり	○	指定避難所
115	○	公民館等	仲島公民館	2	365	昭和56	あり	○	指定避難所
116	○	公民館等	中公民館	2	580	昭和57	あり	○	指定避難所
117	○	公民館等	南ヶ丘1区公民館	2	603	昭和58	あり	○	指定避難所
118	○	公民館等	上大利公民館	2	628	昭和59	あり	○	指定避難所
119	○	公民館等	東大利公民館	2	614	昭和60	あり	○	指定避難所
120	○	公民館等	釜蓋公民館	2	629	昭和61	あり	○	指定避難所
121	○	公民館等	南ヶ丘2区公民館	2	526	昭和61	あり	○	指定避難所
122	○	公民館等	乙金台公民館	2	425	昭和62	あり	○	指定避難所
123	○	公民館等	大池公民館	2	513	昭和62	あり	○	指定避難所
124	○	公民館等	中集会所	1	170	平成25	あり	○	指定避難所
125	○	公民館等	つつじヶ丘公民館	2	495	平成15	あり	○	指定避難所
126	○	公民館等	平野台公民館	2	423	平成4	あり	○	指定避難所
127	○	公民館等	月の浦公民館	2	569	平成7	あり	○	指定避難所
128	○	公民館等	若草公民館	2	598	平成25	あり	○	指定避難所
129	○	公民館等	上大利集会所	2	378	昭和60	あり	○	指定避難所
130	○	公民館等	白木原集会所	2	429	昭和61	あり	○	指定避難所
131	○	公民館等	瑞穂町集会所	2	380	昭和61	あり	○	指定避難所
132	○	公民館等	いこいの里	2	658	平成7	あり	○	指定避難所
133		福祉施設	社会福祉施設	4	6,363	平成13	あり	○	福祉避難所
134		福祉施設	社会福祉施設	4	4,694	平成9	あり	○	福祉避難所
135		福祉施設	社会福祉施設	5	4,409	平成6	あり	○	福祉避難所
136		福祉施設	社会福祉施設	3	1,279	平成20	あり	○	福祉避難所
137		福祉施設	社会福祉施設	2	786	平成18	あり	○	福祉避難所
138		福祉施設	社会福祉施設	2	1,321	平成21	あり	○	福祉避難所
139		福祉施設	社会福祉施設	2	674	平成21	あり	○	福祉避難所
140		福祉施設	社会福祉施設	2	444	平成15	あり	○	福祉避難所
141		福祉施設	社会福祉施設	2	239	平成7	あり	○	福祉避難所
142		福祉施設	社会福祉施設	1	589	平成23	あり	○	福祉避難所
143		福祉施設	社会福祉施設	2	128	平成25	あり	○	福祉避難所
144		福祉施設	社会福祉施設	2	628	平成23	あり	○	福祉避難所
145		福祉施設	社会福祉施設	2	478	平成14	あり	○	福祉避難所
146		福祉施設	社会福祉施設	1	1,916	平成13	あり	○	福祉避難所
147		福祉施設	社会福祉施設	2	959	平成19	あり	○	福祉避難所
148		福祉施設	社会福祉施設	2	342	平成25	あり	○	福祉避難所
149		福祉施設	社会福祉施設	2	548	平成26	あり	○	福祉避難所
150		医療施設	救急告示医療機関	6	4,044	平成26	あり	○	
151		医療施設	救急告示医療機関	4	1,834	平成10	あり	○	

(2) 民間建築物（不特定多数の者が利用）

	昭和57年 以降建築	昭和56年 以前建築
幼稚園、保育所	9	8
福祉施設等	6	0
病院	13	2
店舗	12	0
ホテル、旅館	6	0
住宅	386	65
事務所等	16	0
遊技場	2	0
工場等	2	0
駐車場	5	0
その他	1	0
合計	458	75

(3) 危険物を取り扱う建築物

	昭和57年 以降建築	昭和56年 以前建築
給油取扱所	7	1
屋外タンク貯蔵所	1	0
一般取扱所	3	0
合計	11	1

(4) 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

		1次・2次ネットワーク沿道		3次ネットワーク沿道	
		昭和57年 以降建築	昭和56年 以前建築	昭和57年 以降建築	昭和56年 以前建築
住宅	木造戸建て	22	1	106	76
	共同住宅等	13	3	221	40
事務所等		4	2	13	0
店舗等		5	0	3	2
工場等		0	0	4	0
その他		3	0	10	4
合計		47	6	357	122

8. 用語解説

か

- 活断層・・・P9

最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。

き

- 旧耐震基準・・・P12

昭和 56 年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられていた耐震基準。大正9年に木造住宅の構造基準が定められて以降、地震がきっかけとなり法改正等により設計方法の見直しが行われていたが、宮城県沖地震(昭和 53 年)の後に、耐震設計法が根本的に見直された。

《建築基準法等における木造住宅の耐震基準の変遷》

年代	耐震基準等を定めた法律	施行・改正のきっかけとなる地震
大正 9 年	市街地建築物法の施行	
大正 13 年	市街地建築物法の改正	関東大震災(大正 12 年)
昭和 25 年	建築基準法の施行	福井地震(昭和 23 年)
昭和 46 年	建築基準法施行令の改正	十勝沖地震(昭和 43 年)
昭和 56 年	建築基準法施行令の改正 (新耐震基準の設定)	宮城県沖地震(昭和 53 年)

- 緊急輸送道路・・・P14

地震発生直後から発生する緊急輸送を円滑・確実に実施するために必要な道路のことで、阪神・淡路大震災以降、全国の都道府県において、「緊急輸送道路ネットワーク計画」を定め、該当路線の耐震対策を重点的に実施している。

こ

- 国土強靱化基本計画・・・P3

国土強靱化基本法第 10 条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。

- 国土強靱化基本法・・・P3

大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的として定められた法律。

か

• 災害対策基本法・・・P5

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として定められた法律。

し

• 地震防災推進会議・・・P3

住宅や建築物の耐震化促進を目的として国土交通省が会議を設置。会議では、住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定、目標達成のため必要となる施策、耐震改修促進法のあり方、国民への啓発・情報提供などの推進、地震保険の活用促進策、などが検討されている。

• 住宅性能表示制度・・・P3

住宅性能表示制度とは見かけでは分からない性能：例えば「地震や台風への対策をどの程度しているか」とか「高齢者が住むときにどの程度使いやすくできているか」など個々の住宅のもつ「性能の水準」が「どの程度のものであるか」について「共通のものさし」を使って「住宅の性能」を評価する制度である。「共通のものさし」には、これから住宅を取得される方々の要求が高いと思われる9つの性能表示事項が採用されている。

• 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム・・・P29

ハザードマップ等をもとに、耐震化を緊急的に実施するべき区域の戸別訪問の実施や、相談体制の整備・建築士や施工業者の団体等と連携を図り、耐震対策を重点的に実施する取り組みのこと。

• 住宅・土地統計調査・・・P12

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

• 所管行政庁・・・P32

耐震改修促進法第2条3項に定められているもので、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。（県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する）

*建築主事とは、建築基準法第4条の規定により、建築確認を行うため地方公共団体に設置される公務員のこと。

• 新耐震基準・・・P2

昭和 53 年の宮城県沖地震の後、昭和 56 年 6 月建築基準法の改正により新耐震基準が施行された。新耐震基準の考え方は、建築物が中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものである。阪神・淡路大震災(平成 7 年)では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。

《建築基準法等における木造住宅の耐震基準の変遷》

年代	耐震基準等を定めた法律	改正等のきっかけとなる地震
平成 7 年	建物の耐震改修に関する法律の制定 (耐震改修促進法の制定)	阪神・淡路大震災(平成 7 年)
平成 12 年	建築基準法の改正	

た

• 耐震化・・・P2

耐震改修の他、建物の建替によって耐震性を確保することも含めて、建物の地震に対する安全性を向上させること。

• 耐震改修・・・P2

耐震診断によって、不足している部分を改めること。壁を新たに作ったり、接合部を強くしたりと様々な方法がある。耐震改修を行う場合、建築基準法の特例（緩和）や建築確認手続きの特例、各種の低利融資等を受けるためには、耐震改修促進法第 8 条第 1 項に規定する「耐震改修計画の認定」の申請をして、この法律を所管する「所管行政庁」の認定を受ける必要がある。

• 耐震改修促進計画・・・P2

耐震改修促進法に定められた国の基本方針において、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられた。計画では、目標を定め、耐震改修等の施策や普及啓発に関する事項等を定めることとされている。また、市町村においては、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、計画の策定に努めるものとしている。

• 耐震改修促進法・・・P2

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 7 年 10 月に制定された法律（正規には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」という。）。近年の大地震の頻発や東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下型地震の発生の切迫性などから、平成 18 年、平成 25 年及び平成 31 年に改正されている。

• 耐震化率・・・P3

建築基準法の耐震基準を満足している建築物数の割合。耐震基準を満足している建築物は、昭和 56 年以降に建築されたもの、昭和 56 年以前に建築された建築物のうち耐震診断の結果耐震性ありと診断されたもの及び耐震改修を行ったものが計上される。

• 耐震診断・・・P2

建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の仕様などを調査し、地震に対する強さを総合的に診断すること。

- 耐震診断アドバイザー・・・P18

耐震診断について、適切なアドバイスや情報提供を行う専門家。福岡県では昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅を対象としてアドバイザーの派遣を行っている。(建築物所有者の派遣費用負担は 3,000 円)

- 耐震等級・・・P3

建物の強さを表す指標として、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の住宅性能表示での耐震等級がある。最低の基準として建築基準法の範囲内を等級 1、建築基準法の 1.25 倍の強さを等級 2、建築基準法の 1.5 倍の強さを等級 3 として、3 段階の耐震等級が設けられている。

- 断層・・・P9

岩体又は地層が、剪断破壊により相対的にずれ、食い違いが生じる現象のこと。

ち

- 地域防災計画・・・P5

地域並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的として策定する計画。災害対策基本法第 42 条の規定及び中央防災会議が作成する「防災基本計画」に基づき、地方防災会議が地域にかかる防災に関する事務又は業務について各主体の役割を明確化し、総合的な運営を計画化したもの。

と

- 特定既存不適格建築物・・・P32

学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上のもの、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物のこと。

- 特定行政庁・・・P32

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。(県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する)

* 建築主事とは、建築基準法第 4 条の規定により、建築確認を行うため地方公共団体に設置される公務員のこと。

- 特定建築物・・・P3

学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上のもの、危険物を取り扱う建築物、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物をいう。

- 都市計画マスタープラン・・・P5

人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。

い

- ・不特定多数の者が利用する建築物・・・P13
耐震建築物の用途・規模の要件に該当する建築物。

ほ

- ・防災拠点施設・・・P30
地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設。

よ

- ・要安全確認計画記載建築物・・・P4
地域公共団体が定める防災拠点であり、特に重要な避難路沿道建築物であって耐震性不明建築物であるもの。
- ・要緊急安全確認大規模建築物・・・P4
一定規模以上の不特定多数の者が利用する大規模建築物等であって耐震性不明建築物であるもの。

大野城市耐震改修促進計画

発行 大野城市（令和3年4月）

〒816-8510 福岡県大野城市曙町二丁目 2-1